

|    |     |    |    |      |     |
|----|-----|----|----|------|-----|
| 議長 | 副議長 | 局長 | 次長 | 議事係長 | 議事係 |
|    |     |    |    |      |     |

| 決算特別委員会会議録 (4)  |  |     |          |
|---|--|-----|----------|
| 日 時   | 令和2年 9月30日 (水)   | 開 議 | 午後 1時00分 |
|   |  | 散 会 | 午後 4時40分 |
| 場 所   | 第2委員会室   |     |          |
| 議 題   | 継続審査案件   |     |          |
| 出席委員  | 濱本委員長、小貫副委員長、松田・面野・高橋(龍)・丸山・高橋(克幸)・高木・須貝各委員                                  |     |          |
| 説明員   | 水道局長、総務・財政・生活環境・福祉・建設・病院局小樽市立病院事務各部長、監査委員事務局長ほか関係理事者(医療保険部長、保健所長、医療業務担当部長欠席) |     |          |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p> |  |     |          |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、高橋龍委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松岩委員が須貝委員に、中村誠吾委員が面野委員に、佐々木委員が高橋龍委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

立憲・市民連合。

---

○高橋（龍）委員

◎景観行政について

私からは、景観行政についてお聞きしたいと思います。

本市は、平成18年に景観行政団体となり、21年には小樽市景観計画もつくられました。まちとして景観を大切にしているというわけです。そして、そのまちの景観について話し合う組織が「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会」であると認識しております。この景観審議会について、伺います。

全体審議会は、毎年1回の開催であろうと思いますが、昨年度はどのようなことが話し合われましたでしょうか。内容について、お示しいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

昨年度の景観審議会におきましては、隔年で実施している都市景観賞の選考を行っていただきました。また、小樽市登録（指定）歴史的建造物の補修状況や、小樽市屋外広告物条例の一部改正、歴史的建造物巡りの実施などについて報告を行い、御意見をいただいたところであります。

○高橋（龍）委員

次に、景観という言葉には、自然景観及び町並みの景観というものがあると思いますが、この審議会は、その両方を包含するというふうに確認してよろしいでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

景観審議会につきましては、自然景観と町並み景観の両方について包含しております。

○高橋（龍）委員

今の質問は、後にお聞きするときに関係してきますが、一旦、別の質問をさせていただきたいと思います。

屋外広告の許可申請に関してですが、受理から審査、許可が下りるまでの流れを御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

昨年度は181件、この事務手続が行われたということですがけれども、これらは景観審議会に対して報告などはされるのでしょうか。また、屋外広告物について、審議会で課題視されていることなどがありましたら、併せてお示しいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

屋外広告物の許可の流れにつきましては、まず、事前協議を行い、屋外広告物の内容を確認する中で、指導や助言を行います。その後、許可申請書を提出していただき、担当の審査を経て許可という流れになります。

景観審議会に対しては、許可するに当たり懸念される事項がある場合に審議をお願いしますが、近年、景観審議会に対して報告した事例はございません。

景観審議会で課題視されていることですが、一部の地域において景観にそぐわない屋外広告物があるという御指摘をいただいているところでございます。

**○高橋（龍）委員**

屋外広告物の許可等に関しては、事前の協議が行われた上で、そこでまず修正等を行うということで、一定のネットといいますか、そういったものが張られているのだというふうには理解をいたしました。

この景観審議会の中で、議題とされることというのは、どのように提起されるのかという点に関してお聞きしたいと思います。

また、近年、審議されていることの中身に関して、傾向などについてもお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹**

景観審議会の議題でございますが、景観審議会の事務局である当室が、素案を考え、景観審議会の会長に御意見をいただきながら、議題を決めているところであります。近年審議されている中身としましては、歴史的建造物の保全や、屋外広告物の在り方について、継続して議論をしていただいております。

**○高橋（龍）委員**

やはり近年、歴史的建造物や屋外広告に関して、その審議会の中でもお話をいただいているということですね。

次に、景観計画に関してお伺いしたいのですが、本市では冒頭で述べましたように、平成21年に景観計画というものができました。それから10年以上経過したところですが、この間、計画の修正及び変更というものは行われてきたのでしょうか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹**

景観計画策定後の修正や変更についてはございません。

**○高橋（龍）委員**

つくられてからこれまで、10年以上変更等は行われてきていないと理解をいたしました。この間、いろいろと社会情勢であるとか、そういったものが変化してきている中で、必ずしも実情とそぐわない部分というのが出てきているのではないかと危惧をしているところであります。

先ほど、質問の中で自然景観についても審議会に関わる事項だと確認をさせていただきました。せんだって、議会議論でも風力発電の風車の話等もありましたけれども、このように景観計画ができたときには、これほど広まりを見せるというふうに想定されていなかった建築物、あるいは工作物が出てきているかと思えます。実態と計画との間で、ずれが生じていないのかという点に関して、市の所見をお伺いいたします。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹**

景観計画や景観条例に基づき、建築物や工作物を規制しておりますので、風力発電施設についても工作物ということで、規制しているものと考えております。計画等のずれについては、ないものと考えております。

ただ、景観への影響がないように、関係部局と連携しながら、今後対応していきたいと考えております。

**○高橋（龍）委員**

今、考え方をお示しいただきました。多くの自治体でも同様かというふうには認識しております。ただ、塩谷丸山の風力発電所の建設も、また太陽光発電所が市内でもたくさんできてきているということもあって、自然景観を損なうことにならないような施策といいますか、ある種、その規制のようなものというのは、やはり一定必要ではないかと感じているところでもあります。

例示ですが、三重県松阪市では景観審議会で太陽光発電に係る工作物について、景観計画の中に基準を追加したということでした。松阪市でも太陽光発電の施設は、その他の工作物の中で、大きな規模のものは届出をしてもらうということになっていたそうですが、やはり社会的な情勢の変化によって追記されるに至ったということです。

本市の計画においても、北西部地区の景観に関する方針について、次のように書かれています。まず、「地区の特性」というところで、「丸山からほぼ360° 展開する眺望や赤岩山からの眺望が特徴的であるとともに、これらの山々は背景の緑の一角をなす重要な要素となっています」。これを受けて、「景観形成の考え方」として、「街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の創出に努めます。」と書いています。

この場で個別の議論には至りませんが、このように塩谷丸山の件についても、計画と実態に少し温度差が出ているのかと思います。そのことから、今後、再生可能エネルギーの発電施設と景観について、計画の中に位置づけるように、審議の内容に加えていただきたいということを、この場では要望として申し上げます。

次に、歴史的建造物についてお伺いいたします。

歴史的建造物の指定についても、景観審議会は大きく関わっていると思いますが、審議会の中では、先ほども歴史的建造物のお話が近年審議されている傾向として示されてはいたしましたが、この辺りはどういったお話が出ているのか、御意見が出ているのかということと、また、指定登録にはもちろん所有者の同意が必要だと思いますが、そもそもどういった流れで、歴史的建造物の新規での指定が行われるのかということに関してもお答えいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的建造物の関係でございますが、平成4年に戦前の建造物を対象とした実態調査を行っており、この調査に基づき、景観審議会への諮問、答申を経て、歴史的建造物の登録や指定を行っております。一定程度、整理されているものと考えておりますので、現時点で景観審議会からの意見はございません。

○高橋（龍）委員

現時点で、景観審議会からの意見はございませんということでしたが、では、近年この審議会の中で歴史的建造物について話し合われていることというのは、どういった内容だったのか、もう少し具体にお答えいただければと思いますが、御説明をお願いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

戦前の建造物につきましては、先ほどの実態調査の関係がございまして、一定程度整理されているということですが、戦後のものについても検討する必要はあるのではないかなというようなことは、意見としてはございました。

○高橋（龍）委員

戦後の建物に関しても、歴史的建造物の指定にというお話ですね。

では、もう少しお聞きしますが、歴史的建造物のそのくくりの中で、築年数の観点で今おっしゃっていただいたように、戦後の建物も歴史的建造物になり得るという意味合いだと思いますが、どのくらいいたってれば、歴史的建造物であるというふうに言えるのか、おおよそ、その目安というのをお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的建造物に係る年数につきましては、設定することは難しいと考えておまして、本市においては必要とする年数を決めておりません。本市においては、歴史性、シンボル性、景観性及び保全状態を踏まえて、登録や指定を行っておりまして、年数というよりは、これらの基準に基づいて判断していきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

一概に、年数のみで切り分けられる部分ではないというふうには理解をしております。とはいえ、積極的にといいますか、建物を残していくためにも、今議論されている戦後の建物に関しても、もう少し残されていくような取組が進んでいけばいいと思っているのですが、少しまた質問を変えます。

事務執行状況説明書に記載があります景観審議会ワーキングという言葉ですが、これについて内容と振り返りを

お聞かせいただきたいと思います。

また、この景観審議会ワーキングの効果についても御所見をいただきたいと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

景観審議会ワーキングの内容といたしましては、歴史的建造物の保全を中心に議論をしていただいております。専門家からの助言をいただけるということで、貴重な場と考えております。

効果の所見ですが、国の支援制度の活用などに向けて、今後の進め方の参考にさせていただいているところです。

○高橋（龍）委員

歴史的建造物の保全という部分が核になっているということで理解をいたしました。

ちなみに、今の御答弁の中にあつた専門家ということですが、どのような方なのかお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

景観審議会の会長、二つの部会でございますが、その部会の部会長、副会長を構成員としておりまして、歴史的建造物の専門家、あと建築の設計に携わられている方ということで、建築の専門家が主な構成員となっております。

○高橋（龍）委員

外部から招いてということではなくて、その審議会の中ということですね。

では次に、この審議会自体の空気感というのは、なかなか私としても分からない部分があるのですが、昨年までの審議を踏まえた上で、今後において検討すべきと思われる点などはないのかということをお聞かせいただきたいのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

景観審議会において、歴史的建造物の保全や屋外広告物の在り方について議論をしていただいておりますので、引き続き、これらを中心に検討していくべきと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、最後に1点お聞きするのですが、景観の広報活動についてです。

小樽まちなみ散策が事務執行状況説明書に載っているのですが、景観形成保全に関する広報活動等という中で、小樽まちなみ散策の実施、これが結果としてゼロ回となっています。こちらについては、まず予算は計上されていたのかということと、また実施できなかった理由に関してもお聞きしたいのですが、集客という点なのか、天候等の理由なのか、あるいはまた別の理由であったのか、こちらに関してもお聞かせいただきたいと思います。加えて、やろうとしていたことの内容もお示しいただきたいと思うのですが、こちらはいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

小樽まちなみ散策につきましては、まち歩きをしながら、本市が持つ魅力を再発見していただくものですが、予算につきましては計上しておりません。

市民向けの事業としましては、昨年度、歴史的建造物巡りを実施しており、日本遺産北前船の要素を盛り込むなど、内容の充実を図ったところであります。

○高橋（龍）委員

分かったような、分からないようなで私の理解が及びませんが、開催されなかったということで、結果的に様々な方法で、今後はそのまちなみ散策を楽しんでいただける機会を、改めてつくっていただきたいというか、進めていただきたいとお願いいたします。

都市景観というのは、そのまちの文化であるとか歴史というのを示すものであるとともに、アイデンティティー

でもあると思います。機能面と情緒的な面、どちらも大切なものだと思いますので、一部、新陳代謝は図りながらも、ランドマークとなる建築を守っていけるように私も活動していきますので、小樽市にもお力添えをいただけるようお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

## ○面野委員

### ◎旧国鉄手宮線整備事業費について

私は、まず、旧国鉄手宮線整備事業費について伺っていきたいと思います。現在、旧国鉄手宮線は、観光客はもちろん、市民の皆さんが憩いの場として利用されており、また、今年は、旧幌内鉄道開通140年ということで、イベントなどを通じて小樽の鉄道遺産というものが注目を浴びているところだと認識しております。

それでは、最初に質問ですけれども、旧国鉄手宮線を市で所有してから何年が経過したのかお答えいただきたいのと、加えて、この間に実施された整備事業や行事の主なものをお示してください。

### ○（建設）公園緑地課長

本市が所有して以降の経過年数につきましては、本市が最初に土地を所有いたしましたのは、平成13年度でございますので、19年経過しております。

次に、旧国鉄手宮線整備事業につきましては、13年度から着手しており、この年に中央通から寿司屋通りの区間を整備しております。整備した施設の内訳といたしましては、散策路の整備延長が474メートル、説明板やベンチの設置、花壇整備のほか、照明灯の整備を行っております。

次に、中央通から小樽市総合博物館手前までの整備につきまして、25年度～28年度にかけて整備を行っており、散策路の延長が1,096メートル、旧色内駅、旧日本郵船ステーション、説明板、モニュメントなどを整備しております。

主な行事といたしましては、小樽雪あかりの路、小樽がらす市、写真展、レールカーニバルなどが開催されております。

## ○面野委員

それでは、市内の公園は幾つかの種別に区分されていると思うのですが、この旧国鉄手宮線は公園と呼べるものなのか、それとも全く別の位置づけなのか、市の位置づけとしてはどのようになっているのでしょうか。

### ○（建設）公園緑地課長

旧国鉄手宮線の位置づけでございますが、都市公園のような種別はございませんが、平成22年3月に策定いたしました旧国鉄手宮線活用計画では、小樽運河と並ぶ重要なシンボル、小樽活性化に寄与する観光資源と位置づけております。

## ○面野委員

ただいま旧国鉄手宮線活用計画のお話が出てきましたけれども、平成22年に策定して以来、およそ10年が経過しているのですが、現在、計画に示された整備、活用の進捗というのは、どのようになっていますか。

また、計画期間ですとか、今後、現在の進捗を見て、改定などの予定があれば、お示しをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

### ○（建設）公園緑地課長

まず、散策路整備については、市道長橋線沿いのウッドデッキの整備など、部分的に活用計画に示された整備イメージどおりとはなっておりませんが、用地を取得した全区間における整備を平成28年に完了しております。

次に、活用につきましては、活用計画には小樽の重要なシンボルであることを周知することや、重要な観光資源として活用するという方針を示しているところであり、先ほど答弁いたしましたイベントが複数回開催されてきた経過を踏まえ、一定の活用が図られているものと考えてございます。

次に、計画の改定やその予定につきましてですが、まず旧国鉄手宮線活用計画は、19年に中央通から小樽市総合博物館手前までの区間を、本市が土地を購入したことを契機に、中心市街地の活性化を目指し、それまでに整備が完了していた区間と、一体的な活用を計画するものであったため、計画期間につきましては期間を定めておりません。

次に、改定の予定につきましては、現時点では改定の予定はございませんが、策定に当たって設けられました懇話会の報告書を含め、今後の活用の促進や保全に当たっての指針となっていくものと考えております。

#### ○面野委員

それで、計画の中に附属施設として、ベンチや散水栓、水飲み場などが挙げられていますけれども、この間、例えば観光客または市民の利用者などからトイレの設置に関してなど、そういった意見は寄せられていたのか。

また、庁内で、この計画の協議をされたときに、トイレ設置の協議経過などがもしあれば、または考え方などがあれば、お示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○（建設）公園緑地課長

トイレの設置につきましては、これまで特に意見をいただいていないと承知しております。

次に、庁内で協議した経緯につきましては、先ほど申し上げました活用計画の策定に当たり設置された懇話会の報告書の中に、マリホールや文学館などのトイレが利用可能なことを周知する取組について記載されておりましたが、このほかには特に記録がないことから、協議はなかったものと認識しているところでございます。

#### ○面野委員

今御説明いただいた文学館とかマリホールのトイレを使っていたとというような方向性で協議が行われていたということですか。何かそういった案内であったり、誘導するような、そういった対策というか取組は、なされているのでしょうか。

#### ○（建設）公園緑地課長

我々の所管している施設の中で、トイレのサインですとか、そういったものは特になかったと考えてございますけれども、先ほどのイベントの開催時には、トイレの案内ですとか、そういうものが設置されているものと考えてございます。

#### ○面野委員

それでは次に、この旧国鉄手宮線整備事業費300万円が、令和元年度の当初予算で計上されていたのですけれども、この中に市民との協働により、枕木花壇を更新し、景観の充実を図るということが示されておりました。それで、計画の中にもステーションや出入口周辺、散策路沿いに野草やハーブなどで構成されるナチュラルガーデンを適宜配置するとありますが、一般的な草花の植栽というふうにも計画の中でうたわれているのですけれども、ナチュラルガーデンと草花の植栽、またこの枕木花壇の更新というのは、どのような使い分けられ方という認識でイメージすればいいのか御説明をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○（建設）公園緑地課長

活用計画の中で、草花の植栽と記載のある場所については、花壇を設置する場所という位置づけでございます。

次に、ナチュラルガーデンにつきましては、草花の自然本来の姿を楽しめるように植栽していく場所という位置づけでございます。

#### ○面野委員

次に、令和元年度の新規事業として、当初予算に計上されておりました本事業ですけれども、事業の内容には市民との協働によって、枕木花壇の更新、こちらは先ほども説明させていただきましたが、元年度以前の花壇の手入れは、市民と協働という言葉が入っているのですけれども、どのように行われてきたのか、元年度とそれ以前の状況についてお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

まず、令和元年度の花壇整備におきましては、NPO法人北海道鉄道文化保存会の皆様の御協力をいただきまして、市道浅草線と中央通の間にある花壇4か所について更新しております。

次に、元年度以前における花壇等の手入れにつきましては、NPO法人北海道鉄道文化保存会や周辺の町内会、小樽山草会などのボランティアによって手入れをいただいております。

○面野委員

いずれもボランティアの皆さんに協力いただいているということだと思います。

次に、事業内容が示されていたのですが、臨港線から長橋線区間における落石侵入防止のための調査及び応急対応を実施ということで示されておりましたが、落石進入の懸念を認識した事案について、御説明ください。

○（建設）公園緑地課長

落石侵入の懸念につきましては、実際に散策路上に落石があったことを契機としております。

○面野委員

ちなみにその落石というのは、どのぐらいの規模というか、人に当たるとけがをするしないも含めて、どのようなものだったのか御説明いただいてもよろしいですか。

○（建設）公園緑地課長

斜面には、浮石と申しまして、人の拳大よりも大きい石がございまして、その石が散策路上まで転がって、下に落ちていたということがございました。石の大きさがその程度ですので、子供ですとか、そういう方がもし近くにいたら、けがをされるおそれもあったのかというふうに考えてございます。

○面野委員

危ないですね。調査及び応急対応ということだったのでございますけれども、市では調査の結果をどういう形で認識しているのか、説明をお願いいたします。

○（建設）公園緑地課長

令和元年度における調査の結果につきましては、まず調査の目的でございますが、地質調査と落石防止工法の検討でございます。地質につきましては、斜面が風化した脆弱な岩石で構成されており、将来的には崩壊のおそれもあるという結果でございました。

次に、工法につきましては、作業機械による掘削が最適であるとの報告内容でございました。

○面野委員

崩壊のおそれがあるという結構怖い状況かという印象を受けたのですが、応急対応というのは、どういった具合のもので対応されたのかお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

応急対応につきましては、落石が見られたことから、当面の安全を図る目的で、斜面にある浮石を撤去する作業と、立入禁止柵の設置を行ってございます。

○面野委員

応急処置ということは、先ほども崩壊のおそれがあるということだったのですが、状況によっては、さらに応急処置ではなく、正式な対応を施す必要があるかとも思いますが、現在、市ではどのように考えられているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

対策につきましては、令和元年度に行いました調査結果に基づき、本年5月～7月にかけて、のり面の切土工事を実施し、安全を確保したところであります。

## ○面野委員

現在は安全な状況だということで、一安心しました。全体を通して決算特別委員会なので、あまり多くは質問できないのですが、現在、今までの協議、計画、それから落石の補修などを含めて、今後の旧国鉄手宮線の整備や、活用に対する将来像を最後にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

### ○（建設）公園緑地課長

旧国鉄手宮線の整備につきましては、平成28年度の整備をもって一区切りがついたと考えてございます。活用につきましては、第7次総合計画では、小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源と、これらがつくり出す本市特有の都市景観を保全し、観光拠点としての魅力づくりに努めるとしてございますので、関係部局と連携し、炭鉄港の構成文化財であることや鉄道遺産に認定されていることを周知するとともに、旧国鉄手宮線を活用した、さらなる観光振興の取組を推進し、市民と観光客が交流し、憩い、楽しめるオープンスペースとしてまいりたいと考えてございます。

## ○面野委員

私から1点お話しさせていただきたいと思います。

ニューヨークには、ハイラインといって、廃線となった高架鉄道の線路を生かして造られた空中公園といわれるものが、2009年頃から整備されて、2014年に最終区画が完成したと聞いているのですが、こちらにも観光客はもとより、市民にも愛されている空間だということで、私もインターネット上で調べました。

先ほど冒頭で触れさせていただいたのですが、旧幌内鉄道開通140年の記念イベントの中で、こちらのハイラインをテーマにした「FIVE SEASONS」という映画の上映会が10月中旬に予定されているところです。ニューヨークと小樽では、その地域性だったり、観光客層など違いはあると思うのですが、廃線の保存、有効活用、それから市民と観光客が集う空間という意味では、類似している点もあるかと思っておりますので、この機会にもし御予定が合えば、皆さん上映会を御覧の上、今後の旧国鉄手宮線の新たな活用の一助としていただければということで、若干御案内も含めて、旧国鉄手宮線整備事業についての質問を終わらせていただきたいと思います。

## ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

## ○委員長

共産党に移します。

---

## ○丸山委員

### ◎ふれあいパスについて

まず、ふれあいパスについてお聞きします。

昨年度の事業費が2億870万6,288円に対して、市債が入っているのですが、1億7,420万円で、その前年度の2018年度は、事業費2億105万5,781円のところ市債が2億100万円と、この年は随分市債が入っているなという印象があるのですが、過去5年間の各年度のふれあいパスの総事業費と市債の金額をお聞かせください。

### ○（福祉）地域福祉課長

過去5年間、平成27年度から令和元年度の5年間でお答えいたします。

まず、平成27年度、総事業費1億5,968万6,454円、市債1億3,120万円。28年度、総事業費1億5,437万1,583円、市債1億3,940万円。29年度、総事業費1億7,869万8,171円、市債1億2,960万円。30年度、総事業費2億105万5,781円、市債2億100万円。令和元年度、総事業費2億870万6,288円、市債1億7,420万円です。

○丸山委員

それで、こうして毎年度市債が入っているのですが、各年度の市の負担というのは、幾らになるのかお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

これにつきましても、平成27年度からの過去5年間でお答えいたします。

まず、27年度2,848万6,454円。28年度1,497万1,583円。29年度4,909万8,171円。30年度5万5,781円。令和元年度3,450万6,288円です。

○丸山委員

大体2,000万円とか3,000万円くらいの市の単年度の負担になっていると思うのですが、2018年度においては単年度だけで見れば6万円ぐらいの負担で済んだということで、確かにふれあいパスを存続していくためには、市の負担というのはどうしても出てきますけれども、市債を活用することによって、実際のその負担は増減していくと思うわけです。ただ、市債ですので、この償還についてはどのようにするのかお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

翌年度以降12年間で償還しています。

○丸山委員

それで、この償還分に対しては、国から交付税が措置されると思うのですが、そのことによって市の負担額というのもまた変わってくると思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりです。

○丸山委員

今後、市の負担を理由に、このふれあいパス見直しというふうにも言われている中で、実際の負担は、市の考え方によっても変わってくるということを確認したかったので、今回この質問をさせていただきました。この市の負担というのはどうしても出てくるのですけれども、しかしその一方で、市が負担した分は、そのふれあいパスの利用者について、1乗車240円払うところが120円で済みます。それで、その浮いた部分については、買物だったり、趣味だったりに使われているのではないかと思います。その結果、市内経済が潤うということにもつながると私は考えるのですが、この辺りはどんなふうにお考えでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパス事業を見直した場合の市内経済に対する影響ということの御質問だと思いますが、このふれあいパスの利用の用途として、やはり買物が多いというのは、以前、実施したアンケート調査からも把握しておりますので、やはり多かれ少なかれ経済への影響というものはあるというふうにお考えます。

○丸山委員

そのとおりだと思います。それで、これは決算特別委員会なので申し訳ないのですが、やはりコロナ禍の影響が大きいので、見直しについては、本当に慎重にお願いしたいということを申し上げておきます。

◎幼児教育・保育の無償化について

次に、幼児教育・保育の無償化に伴う取扱いについてお聞きしていきます。

決算年度である2019年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。対象となるケースがどういったものか、お答えください。

○（福祉）こども育成課長

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供たちと、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無料ということになります。

**○丸山委員**

幼児教育・保育の無償化とは言いながら、全ての保育園児と幼稚園児の保育料が無償化となっているわけではないということです。

さらに、今まで保育料に含まれていた副食費が徴収されるようになりました。保育料については、世帯の収入とか、あと子供の人数によって算定されています。今まで保育料がゼロ円となっていたケースもあるのですが、制度が変わったことで保育料がゼロ円から副食費が徴収されるというケースが出てきています。これに該当した児童は何人か。10月以降今年3月までの月ごとの人数と、その半年間の合計の人数をお答えください。

**○（福祉）こども育成課長**

幼児教育・保育の無償化により、今までよりも徴収金額は増えた児童は、無償化になる前は、小樽市が独自で保育料を無料としていた3歳以上の第3子以降の子供でありまして、無償化後において、副食費の徴収対象となった子供となりますけれども、市内27施設の認可保育所及び認定こども園において、令和元年10月は105人、11月は105人、12月も105人、令和2年1月は103人、2月は103人、3月は102人でありまして、6か月の合計は延べ人数で623人となっております。

**○丸山委員**

この623人に副食費を、国の基準だと4,500円だったと思いますが、この金額を掛けると幾らになりますか。

**○（福祉）こども育成課長**

280万3,500円となります。

**○丸山委員**

今お聞きしたのは、いわゆる逆転現象のところですが、そのほかにも小樽市は保育料を国基準よりも低く設定しています。その保育料の差額については、市が独自に負担しているということですが、昨年10月から無償化された影響で、10月から今年3月までの影響額についてお答えください。

**○（福祉）こども育成課長**

国基準と小樽市の保育料の差額につきまして、認可保育所、認定こども園、あとは新制度移行の幼稚園の入所児童を基に申し上げますと、無償化前の9月には1か月で1,709万4,390円。6か月に換算いたしますと1億256万6,340円の差額と試算することができます。無償化後は、ゼロ歳から2歳児までの児童に係る保育料において、国基準と小樽市の保育料との差額が生じ、令和元年10月から2年3月までの6か月の合計で4,377万9,020円の差額が生じます。無償化前と無償化後における差額の6か月の合計は5,878万7,320円でありまして、この額は、元年10月から2年3月までにおける小樽市の負担に影響があった額と考えることができると考えております。

**○丸山委員**

結構大きな金額だと思います。これは半年分の金額なので、1年間と考えて単純に2倍すると1億1,700万円ぐらゐ市の負担が減っていると考えるわけですが、この考え方でよろしいのかどうかお答えください。

**○（福祉）こども育成課長**

保育所等を利用している子供の保護者に対する保育料の負担軽減策におきましては、無償化により小樽市の負担が軽減した額については、御指摘のとおりだというふうに考えております。

**○丸山委員**

そしてこの制度の変更に当たって、日本共産党は副食費を補助することを求めてきました。負担が減った額と徴収された金額を比較すると十分可能であったと思うのですが、その辺りの見解をお聞かせください。

**○（福祉）こども育成課長**

無償化後における副食費につきまして、令和元年10月から2年3月まで1人当たりの副食費を4,500円とした場合、6か月の合計金額は1,256万4,000円でありまして、副食費の年額は約2,500万円であるというふうに積算ができ

ます。

一方、保育料負担軽減策において、無償化により小樽市の負担が軽減した額は、年間で約1億1,700万円であることから、副食費の年額は賄えるものと考えられます。

**○丸山委員**

十分賄えるものと思います。私もそう思います。

それで、第3回定例会で酒井議員がこのことについても質問しています。このときの答弁は、お昼の御飯については、家でも食べるものだから払ってくださいというような、あまりにもかみ合わない。私たちは、副食費も保育料の一環として捉えて、そこを市の姿勢として補助してほしいという質問に対しての答弁としては、あまりにもかみ合わないというふうに考えました。

それで、子育て支援については、保育環境に限って言うだけでも、待機児童の解消ですとか、保育士の確保、こういったこともまだまだ課題とっております。今後も、こういったことについて求めていきたいと思っています。そのことをお伝えして、次の質問に行きたいと思います。

**◎既存借上住宅制度について**

次に、既存借上住宅制度についてです。

制度の目的と、決算年度前年の2018年度ですけれども、この2018年度までの借上住宅戸数と、入居した戸数についてお示してください。

**○（建設）大門主幹**

まず、この制度の目的でございます。この制度につきましては、子育て世帯がより少ない負担で、利便性の高い町なかなどの地域に住めるように、民間事業者が有する既存賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として転貸することで始めたものでございます。

それで、入居の実績でございます。平成29年度から事業が始まりまして、30年度までに4戸が入居しているという状況でございます。

**○丸山委員**

2019年度の応募戸数は何戸だったのでしょうか。

**○（建設）大門主幹**

令和元年度でございますけれども、こちらにつきましては、新規10戸分ということで予算措置をして、募集したところございます。

**○丸山委員**

その10戸分の応募に対して、住宅を提供する事業者等の問合せ件数、それから入居に関して住民から問合せがあった件数をお答えください。

**○（建設）大門主幹**

問合せの関係ですが、まず事業者の関係でございます。事業者の関係は、令和元年度につきましては、募集期間に2件の問合せがあったところございました。

ただ、応募住宅がなかったため、入居募集をしていなかったということもありまして、入居者からの問合せはなかったところがございます。

**○丸山委員**

制度開始以降、借上住宅は何戸になっているのか。利用の件数というのは何件になっているのかお答えください。

**○（建設）大門主幹**

平成29年度の事業開始で、29年度から令和元年度までの3年間で借り上げた戸数は4戸。その全てが入居していることで利用されているという状況でございます。

○丸山委員

利用者の家賃の負担額がどういふふうになっているのかということと、市の負担がどういふふうになっているのかお聞かせください。

○（建設）大門主幹

負担の関係につきましては、まず、市がこの住宅を提供していただく民間事業者から住宅借り上げの際に、公営住宅法の規定で算定される近傍同種の住宅家賃額を勘案しながら事業者から市が借りる借上料というものを算定します。

次に、利用者である入居者です。この入居者の方につきましては、公営住宅法により算定される収入額に応じた市営住宅の家賃分を市に対して支払ってもらうということになります。

そして先ほど申し上げました借上料と、入居者の負担分の差額、この差額分につきましては、2分の1ずつ、これらを国庫補助金と市の負担分、そういう形での負担区分になっております。

○丸山委員

利用者の方については、市営住宅と同じぐらいの負担で入れるというふうに今お聞きしたところですが、先ほどもおっしゃっていた2017年度からの制度となっているのですが、昨年度は10戸の応募だったけれども、決まったところはなかったということですが、そもそもその想定していた利用件数というのはどのくらいだったのか。

それから、今4戸入っているということですが、この実際の件数との開きについて見解をお願いします。

○（建設）大門主幹

事業の開始当初は、平成29年度から令和元年度までの3年間で30戸の住戸を確保することを目標にしていたところでございます。しかし、3年間で確保できた住戸は、今お話がありましたとおり4戸であったというところですが、

この件数の開きについてでございますけれども、民間事業者からの応募に際しての募集要件で、なかなか厳しい部分があったということもあまして、それでなかなか応募がなくて、目標戸数に到達できなかったのではないかとこのように考えているところでございますが、民間事業者からの聞き取りを参考に、募集要件の緩和を図っているところではございます。

○丸山委員

やはり入居の需要はあるかと私も思いました。ただ、住宅の応募がないというところで、要件が厳しいのかと私も思ひまして、日本共産党としては、子育て世帯に限ってもそれはいろいろな考え方があると思うのですが、そもそもそういった世帯への家賃補助ということで制度を考えていけないのかとと思っているのですが、その辺りをお聞かせいただいてもいいですか。

○（建設）大門主幹

家賃補助の関係でございますが、かつて市で若年者定住促進家賃補助制度というものを実施した時期がございました。ただ、こちらの制度につきましては、費用対効果というところで、なかなか定住に結びつかないということですが、費用対効果があまりなかったということで、平成18年度からは事業休止になっているという状況でございます。

ただ、この時期から時間が経過しているということもございますので、若年者向けの家賃補助につきましても、もちろん市の財源の確保等の課題というものはございますけれども、そういうものを考慮しながら、他都市の事例等を参考にして検討していきたいというふう考えております。

○丸山委員

定住促進と今おっしゃっていたので、そのところでなかなか期待した効果が出なかったのかというお答えだったというふうに捉えますが、その辺りも工夫が必要かと思ひます。ただ、子育て支援については、やはりやっていたらいけないと思うので、これからも取組を考え続けていかなければならないかと思ひます。

◎住宅エコリフォーム助成制度について

次の質問ですが、住宅エコリフォーム助成制度について決算年度の予算額と決算額をお答えください。

○（建設）建築住宅課長

2019年度の予算額と決算額ですけれども、予算額が250万円、決算額が207万4,000円です。

○丸山委員

昨年度の利用件数と、それからその前と比べて、件数と補助額の増減はありますか。

○（建設）建築住宅課長

まず、昨年度より前の平成28年度、29年度、30年度についての件数と事業費について、それぞれお答えします。

28年度が5件で事業費約65万円、29年度が9件で事業費約97万円、30年度が7件で事業費約84万円です。昨年度は、件数が14件で事業費約207万円ということですので、その前よりは増えているという状況です。

○丸山委員

2014年度まで住宅リフォーム助成制度というのがあったのですが、この住宅リフォーム助成制度の利用件数をお答えください。

○（建設）建築住宅課長

以前の住宅リフォーム助成制度ですけれども、平成24年度が96件、25年度が103件、26年度が104件です。

○丸山委員

2014年度ですが、事業費が1,709万1,397円となっているのですけれども、これに対する工事費をお答えいただきたいのですが。

○（建設）建築住宅課長

工事費は、約2億1,200万円でございます。

○丸山委員

住宅エコリフォーム助成制度については、昨年度は、その前に比べて倍増していますけれども、ただ、それ以前にありました住宅リフォーム助成制度と比べると、まだまだ少ないと思います。これについては、要件がなかなか厳しいのではないかと指摘させていただいています。住宅リフォーム助成制度にしても、住宅エコリフォーム助成制度にしても、利用される市民への補助のほか、工事を請け負う事業者への仕事づくりというか、そういう側面もあるというふうに思いますが、その辺りの見解を伺ってよろしいですか。

○（建設）建築住宅課長

まず、今の住宅エコリフォーム助成制度についてですけれども、断熱工事などに対象要件がございまして、これは事業費の一部が国庫補助金の対象となるための要件であります。

利用が進まないということでしたけれども、平成30年度までに比べて、昨年度は件数が伸びております。これは、市内事業者の間に制度の周知がやっと進んできていることによるものだと考えておりまして、今後も制度の利用促進のために、周知に努めてまいりたいと思います。

○丸山委員

市内の事業者にも周知が進んで、利用も伸びているということでした。

そうはいつでも、予算も少し余裕があるということで、促進も図っていただきたいと思っております。ただ、小樽市の課題として、定住の促進、あとは空き家の問題も年々関心が高まっておりますので、この住宅エコリフォーム助成制度だけではなくて、やはり以前にもあって、活用も広がっていた住宅リフォーム助成制度、これについても検討していかなければいけないのではないかとこのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○小貫委員

◎生活保護費関係について

まず、生活保護費の関係についてお伺いいたします。

前提として、この間の生活保護費というのは、利用実態が大きく年ごとにそんなに変動はないということで確認したいのですが、いかがですか。

○（福祉）生活支援第1課長

利用実態につきましては、決算額で申し上げますと、毎年……

（「ざっくりでいいです」と呼ぶ者あり）

ざっくりでいいですか。決算額としては若干、下がってきているところです。

○小貫委員

結局、代表質問の中で、一般財源の充当額が前年度よりも大きく増えたと。この一般財源の増減というのが、この間の生活保護費の中では結構あるわけですが、それで利用実態はどうかというところと若干下がっているということは、多分ほとんどが人口減少に伴う減りだと思うのですが、そうだけれども一般財源の額というのは増減があるということで、この生活保護費の超過交付金を100万円単位でいいので、10年間でどのようになるのか示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

平成22年度から令和元年度までの超過交付額について申し上げます。

これは、当該年度のは翌年度に精算する形になりますので、21年度の分が22年度に精算されるということで申し上げていきたいと思っております。22年度2億9,700万円、23年度8,700万円、24年度1億100万円、25年度2億6,600万円、26年度2億4,800万円、27年度3,000万円、28年度6,900万円、29年度8,900万円、30年度9,800万円、令和元年度3億3,500万円となっています。

○小貫委員

平成30年度から令和元年度で2億3,700万円の増ということで、過去10年間の最大の返還金になっているのですが、この原因はどこにあるのか、昨年度だけが特別なのかお答えください。

○（福祉）生活支援第1課長

平成30年度につきましては、生活保護費の中の医療扶助費が増加傾向にございました。そのため、当該年度の第4回定例会におきまして、医療扶助費を含めまして1億2,500万円の増額補正を行ったところです。しかし、結果的に下半期の医療扶助費が予想を下回りまして、補正額がそのまま不用額となり、さらに他の扶助費の執行残額なども合わせまして、超過交付額返還金が増加したものであります。

また、こういった状況につきましては、10年間で2億円を超える返還額が3回ほど生じているものでございます。

○小貫委員

10年間で見ればそんなに珍しいことではないのだというような最後の答弁でしたけれども、平成30年度に補正をかけたのだと。そうしたら、この過去10年間で年度途中で補正をかけるというのは、毎年度やっていることでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

毎年度ではなく、平成30年度に行ったものです。

○小貫委員

ということは平成30年度に国から多く交付されていると。この多く交付された分というのはどうしたのですか。

○（福祉）生活支援第1課長

まず、この交付されたお金につきましては、生活保護費の特定財源として充当されています。

また、実際よりも特定財源が多く入ってきた場合につきましては、翌年度に超過交付額返還金として、返還するというようにしております。

○小貫委員

特定財源として入れたということで、その分、平成30年度は一般財源が減っているということでもよろしいですね。

○(福祉)生活支援第1課長

そのとおりであります。

○小貫委員

そういうことで、一般財源は多分増減があるということだと思いますが、だから毎年度こうやって一般財源の充当額が変動しているわけですがけれども、特に生活保護費の場合、こうやって億単位で変動するわけですが、これがやはり単年度の財政に影響が出ないような仕組みづくりというのが必要ではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○(福祉)生活支援第1課長

生活保護費の場合は、非常に扶助額としても金額、事業費が大きいので、難しい部分はございますけれども、申請に当たりましては、支出状況を精査した上で、申請額が過大にならないように積算して、単年度収支への影響を可能な限り発生しないような形で進めていきたいというふうには思っています。

○小貫委員

今言った申請額というのを、もう少し詳しく。

○(福祉)生活支援第1課長

国庫負担金として……

(発言する者あり)

そうです。

○小貫委員

それで、平成30年度に医療扶助費を補正したということですがけれども、医療扶助費の推移がどうなのか、過去5年間で医療扶助費と延べ人数、同じく100万円単位でいいので、お答えください。

○(福祉)生活支援第1課長

過去5年間につきまして100万円未満の端数を切り捨ててお答えいたしますと、平成27年度、44億3,600万円、延べ人数5万1,567人。28年度、44億9,200万円、延べ人数5万1,386人。29年度、45億3,900万円、延べ人数5万82人。30年度、45億6,000万円、延べ人数4万9,324人。令和元年度、44億7,700万円、延べ人数4万7,394人となっております。

○小貫委員

人口が減っている割には、決算額が少し増えているというところだと思うのですがけれども、これは延べ人数で割ると1人当たりの医療扶助費が、同じく5年間でどうなるのか示してください。

○(福祉)生活支援第1課長

平成27年度から申し上げます。27年度8万6,035円、28年度8万7,423円、29年度9万633円、30年度9万2,460円、令和元年度9万4,476円となります。

○小貫委員

医療扶助費を1人当たりで比べると、やはり上がっていると。

次に、過去5年間、同じく生活扶助費の決算額と、生活扶助の延べ人数を示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

同じく100万円未満の端数を切り捨ててお答えいたしますと、平成27年度、生活扶助額25億6,700万円、延べ人数5万4,266人。28年度、25億5,100万円、延べ人数5万3,144人。29年度、24億3,300万円、延べ人数5万1,451人。30年度、23億1,000万円、延べ人数5万69人。令和元年度、21億6,800万円、延べ人数4万7,917人となっております。

○小貫委員

医療扶助費と違って、少し決算額が減少傾向にあるのですけれども、これも同じように延べ人数1人当たりの生活扶助費についても示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

これにつきましては、平成27年度につきましては4万7,314円、28年度4万8,015円、29年度4万7,299円、30年度4万6,151円、令和元年度4万5,259円となります。

○小貫委員

こうやって医療扶助費が大体少し伸びているのですが、ただ、これは実費ですからね。多分、医師にかかればそれだけかかるのだけれども、一方で、生活扶助費がここ数年下がっていると。やはりこれは平成30年度から今年までかけて、生活保護費の基準見直しが行われているわけですが、小樽市でもこの見直しの影響で1人当たりの生活扶助費が下がったのではないかと思うのですけれども、それについて見解を示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

今回の生活保護基準の見直しでは、一般低所得世帯の消費水準との均衡を図ることから、年齢ですとか、世帯人員、それから居住地などを考慮して見直しが行われたということになっておりまして、全世界帯が一律に減額されたというのではなく、世帯構成などによりまして増額となったケースもありますので、見直しの影響によるものとは一概に言えないというふうに考えております。

○小貫委員

この問題を取り上げると、すぐそうやって言うのですけれども、でも小樽市全体として1人当たりの生活扶助費が下がったということによろしいのですよね。

○（福祉）生活支援第1課長

生活扶助費については、先ほど申し上げたように下がっているのは事実でございます。

○小貫委員

そうしたら、生活扶助費が基準見直し以外で下がる理由は何があるのですか。

○福祉部長

平成29年8月に年金制度の見直しが行われてございまして、これまでは加入期間が25年ないと年金を受け取れなかったものが、加入期間が10年で受け取れることになったということが一つあります。

もう一つは、昨年10月の消費税が上がったときと同時に、年金生活者の支援給付金ということで、年金が満額といますか、もらっていない方についての上乗せ分というものが支給されることになりました。これによりまして、年金を受給することになった、増額になった生活保護受給者がいらっしゃいますので、収入が増えたということで扶助費が減ったということは考えられます。

ですから、基準の見直しによりまして下がった部分も一因としてあるかと思っておりますけれども、それ以外にも要因はあるというふうに考えております。

○小貫委員

福祉部長、そういう話をすると少し質問が長くなってしまうのだけれども、今言った年金の話というのは、消費税増税に伴うものでしょう。だから、支出が増えることに対して、年金をさらに少しだけ上積みしますよと。しかもあれは、掛けている年数によって支給額が変わりますよね。生活保護を基本的に利用しなければいけない人とい

うのは、満度で掛けていないからこうなるのでしょうか。そうしたら、それほど出ないのではないですか。いかがですか。消費税増税と併せてどういうふうを考えるのですか。

○福祉部長

まず、消費税が上がったことに関して、基準生活費というの、その分は考慮されて上がっているところであります。

あと、年金額がどれだけ増えるかというのは、個々によって、やはり加入年数とか、そういったものによって変わりますので、影響があるないについても一概には言えないと。ただ、一因にはあるということを上申しているところでございます。

○小貫委員

一因であると。生活扶助費の見直しも、この生活扶助費が下がった一因であるということによろしいのですよね。

○福祉部長

それも一因であるというふうには考えられると思います。

○小貫委員

◎バス停留所の占用料について

占用料の話をできるところまでやりますけれども、北海道中央バスのいわゆるバスターミナルの占用料についてですが、平成30年度と令和元年度で占用料と平方メートル単価を示してください。

○（建設）用地管理課長

占用料につきましては、平成30年度623万7,000円。令和元年度89万1,000円となっております。1平方メートル当たりの単価は、平成30年度5,670円。令和元年度810円となっております。

○小貫委員

それで、幾ら安くなったのですか。

○（建設）用地管理課長

平成30年度と令和元年度の占用料の差は534万6,000円の減額となっており、1平方メートル当たりの単価の差は4,860円減額となっております。

○小貫委員

その数字の引下げの根拠は、どこにあるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

数字の引下げということでございましたけれども、バス事業者の負担が下がっている理由ということでお答えいたしますが、バス事業者につきましては、市内バス路線について赤字経営を強いられる状態が続いておりますので、暫定的な支援策として、令和元年度から減免割合の上乗せを行ってございます。

ただし、これは小樽駅前広場における公共交通事業所全体の減免割を引き下げるものではございません。

○小貫委員

そうではなくて、平方メートル単価を4,860円下げたその4,860円というのは、どこから出てきたのですかという話です。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

4,860円下がった理由は、減額の割合を3割から9割に上げておりますので、その関係で負担割合は下がっております。

○小貫委員

その3割から9割に変えた根拠というのは、どこにあるのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

割合を下げた根拠でございますけれども……

(「9割に。まあいいや」と呼ぶ者あり)

9割に下げた理由。

(「9割の根拠」と呼ぶ者あり)

9割の根拠ですけれども、もともこの減額をする理由というのが、令和元年の当初、北海道中央バスに具体的な支援策を示すことができなかつたという状況がございまして、その代わりに暫定的な措置として、まずこの占用料の減額を3割から9割に増やすということをいたしました。

その9割にした根拠ですけれども、こちらにつきましては、中央バスが負担している赤字額というのは相当な額ですが、たとえ9割にしても、全くその額を全額埋めるような状況にはできてございません。ですから10割という考えもあるのですけれども、ただし、市民の利便性の確保のために市の収入を減じてこうした減免を行っておりますので、そうしたことを企業にも意識していただくために、1割のみ残して9割の減免としたものでございます。

○小貫委員

同時に小樽ハイヤー協会にも貸しているわけですが、占用料について同様に示してください。

○(建設)用地管理課長

小樽ハイヤー協会への占用料でございますけれども、平成30年度45万9,270円、令和元年度も同額の45万9,270円となっております。1平方メートル当たりの単価は、平成30年度5,670円、令和元年度も同額の5,670円となっております。

○小貫委員

中央バスは値引きしたけれども、同じ公共交通の事業所である小樽ハイヤー協会は、そのままです。結果として、これは不公平が生じているのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

先ほど申し上げましたとおり、中央バスで9割減免にしているのは、長年、多額の赤字を負担してきたという中央バスの特殊な事情がございまして、これに暫定的に対応するために9割の減免を行ったものでございまして、不公平というふうには考えてはございません。

○小貫委員

タクシーも頑張ってきているのですけれどもね。

バスのことで、土地以外にも工作物はあるのですが、それへの占用料はどうなっているのでしょうか。

○(建設)用地管理課長

バスターミナル上部にある看板につきましては、広告物として令和元年度は年間39万6,000円の占用料となっております。

○小貫委員

それ以外にも物がありますけれども、それについてどんなものが設置されていますか。

○(建設)用地管理課長

それ以外の物件といたしましては、トイレ、防風雪壁、案内場、待合場、券売機、ベンチ、飲料水の自動販売機、コインロッカーとなっております。

○小貫委員

今の物件については、占用料を徴収しているのでしょうか。

○(建設)用地管理課長

占用料は徴収しておりません。

○小貫委員

なぜ掛けていないのでしょうか。それだけ聞いて終わりにします。

○（建設）用地管理課長

設置当時は、バスターミナルとして占用許可を与えているものでございまして、個々の物件に対しては、占用許可を与えておりません。これは、バスターミナルとしての機能を考えると、多くの市民及び当市を訪れる観光客の利用があり、公共性が高く、利用者の利便を勘案して判断されたものと考えているところでございます。

（「バスターミナルじゃないでしょう、でも。市の見解は」と呼ぶ者あり）

バスターミナルというのは、通称でバスターミナルという言い方をしておりますけれども、このものは道路法上、バス停留所ということになります。

（「だから答弁、バス停留所としての機能ということ」と呼ぶ者あり）

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○高木委員

◎病院事業決算について

まず、病院事業決算についてです。

損益計算書と貸借対照表、またキャッシュフローについて聞きます。まず、病院の運転資金の状況と、純損益の状況、また現金及び預金の状況を平成30年度と令和元年度でお示してください。

○（病院）経営企画課長

運転資金につきましては、平成30年度はマイナス7,298万4,886円、令和元年度は、マイナス2億6,798万5,614円の決算額となっております。

純損益につきましては、平成30年度はマイナス5億9,406万8,062円、令和元年度はマイナス8億6,405万6,058円の決算額となっております。現金及び預金につきましては、平成30年度は2億9,662万1,550円、令和元年度は1億1,282万3,230円の決算額となっております。

○高木委員

今の数字を見ても、過去5年間のデータも頂いてはいますが、ある意味減価償却も大きいもので、こういうふうに大きく見えるのですが、医療費に関しては、国の方針とかで定められているので、上げたり下げたりはできないと思うのです。この長期スパンとして、この予算の対応といたしますか、平成30年度、令和元年度でどのように対応してきたのか、お聞かせください。

○（病院）経営企画課長

平成30年度、令和元年度ということで、赤字の状況が続いていることへの当院の対処ということでお答えさせていただきますが、まず、費用につきましては、これまでも経費における契約の見直しなどに取り組んできておりま

すけれども、当院といたしましては、収益を増加させることが経営上、より効果的であるというふうと考えておりまして、その収益増につなげるために、医師や看護師の確保に取り組んできたところであります。その結果、令和元年度では医師3名、看護師は10名程度の増員をすることができまして、元年度の途中からは休止をしていた病床を再開できたというところであります。

今後につきましても、入院につながる救急患者の受入れですとか、そういった収益増に向けて積極的に取り組んでいきたいというふう考えているところであります。

○高木委員

病院事業決算書を見ると、やはり早急にプランを作成して、見直しをかけなければいけないと思っていますので、進めていただきたいと思います。

最後に、こういう病院の状況で市民にとってマイナスになる要素というのはありますか。

○(病院) 経営企画課長

当院の赤字による市民への影響につきましては、病院事業の収益の主体が診療報酬であるというところもございまして、患者への負担を増加させることはしておりません。

○高木委員

◎水道事業決算、下水道事業決算について

続きまして、水道事業、下水道事業に行きます。

水道事業決算と下水道事業決算を同様に運転資金の状況と、純損益の状況、現金及び預金の状況を平成30年度と令和元年度でお示してください。

○(水道) 総務課長

水道事業会計、下水道事業会計の運転資金等の決算額についてでございますが、まず、水道事業会計では、運転資金、いわゆる年度末資金過不足額につきましては、平成30年度が13億7,901万8,598円、令和元年度が、13億2,763万6,392円で、5,138万2,206円の減。純損益につきましては、平成30年度が4億5,121万4,580円の純利益、令和元年度が4億3,213万8,636円の純利益で1,907万5,944円の減。現金及び預金につきましては、平成30年度が11億4,831万6,284円、令和元年度が10億3,232万801円で1億1,599万5,483円の減。

次に、下水道事業会計では、運転資金につきましては、平成30年度が1億5,667万1,231円、令和元年度が1億3,474万4,347円で2,192万6,884円の減。純損益につきましては、平成30年度が5億1,005万2,703円の純利益、令和元年度が4億2,745万7,515円の純利益で8,259万5,188円の減。現金及び預金につきましては、平成30年度が3億7,325万5,727円、令和元年度が3億2,976万7,675円で4,348万8,052円の減となっております。

○高木委員

今の数字を聞いてもそうですけれども、水道事業と下水道事業については、どちらも純利益を出しています。貸借対照表を見ると、運転資金に当たる流動資産から流動負債を引いて、流動負債のうちの企業債を足した額は、やはり昨年度より減少しています。また、現金及び預金の額も前年度より減少しています。損益計算書からは、純利益の額が昨年度より減少していることが確認もできます。

病院事業と比べると、今すぐという状況ではないですが、この傾向が続くというふうにと考えると、いずれは間違いなくキャッシュフローでも資金不足が発生してくるだろうというのは想定されます。今のうちから対策を取っていく必要があると思うのですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○(水道) 総務課長

水道事業、下水道事業会計の今後の対策についてでございますが、コロナ禍により、今後の収益の伸びが期待ができない中、今後も可能な限り、経費の節減ですとか、あるいは組織機構の見直しにより、まずは効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

しかし、昨年度策定いたしました第2次小樽市上下水道ビジョンにも示しておりますが、水道事業会計につきましては、いずれ資金不足になることが想定されております。その際には、水道料金の改定といったようなことが必要になってまいります。急激な改定にはならないよう、今後はビジョンの取組項目にも掲げております。計画的に水道料金を見直すルールづくりについての検討といったことも進めてまいりたいと考えております。

#### ○高木委員

細かいところまではお話ししませんが、この損益計算書とキャッシュフローを見ていくと、微減でどんどん減ります。病院もすぐ分かる状態ですが、一般管理費にしても限度があると思うのです。経費削減といっても。その中で微減だけでも、抜本的な改革というか、そのプランを示しながら10年20年先の予算を組み込んでいかないと、間違いなくこのキャッシュフローで資金不足がいつか来るだろうと思うので、現実を見て次のプランを作成してほしいと思います。

#### ○須貝委員

##### ◎橋りょう長寿命化事業費について

私からは大項目で3点あるのですが、今、高木委員から水道事業、下水道事業及び病院事業に関して、マクロ的な収支のお話がありました。私からは、それを少しミクロ的に掘り下げた形で質問させていただきたいと考えています。

最初に、橋りょう長寿命化事業費についてお話をお聞きしたいと思います。

平成26年度に、5年に1度の定期点検が法制化され、橋梁の長寿命化の取組が本格化いたしました。橋が良好な状態を維持する期間として100年を標準とすると示されております。そこで、本市のこの状況を確認したいと考えます。

まず、橋りょう長寿命化事業費として、令和元年度は約2億8,500万円が使われておりますけれども、この内訳をお聞かせください。

##### ○（建設）建設課長

まず、銭函高架橋ほか2橋の修繕でございますが、この決算額が1億6,526万9,154円で、銭函高架橋の耐震化というのがありますけれども、こちらにつきましては、交付金の配分額が当初要望額の約67%と少なかったことから実施しておりません。

最後ですが、小樽内橋の撤去を行っておりますが、これが1億1,479万5,100円となっております。この他に事務費が458万4,000円となっております。

#### ○須貝委員

最初の修繕費ですが、銭函高架橋ほか2橋とありますけれども、そのほかの2橋というのはどこでしょうか。

##### ○（建設）建設課長

まず一つ目が、札幌自動車道をまたいでおります見晴歩道橋、それと、元北の誉の近くの勝納川にかかっております上の橋でございます。

#### ○須貝委員

2億8,500万円の財源ですけれども、どのようになっていますか。

##### ○（建設）建設課長

令和元年度の財源ですが、基幹事業である銭函高架橋ほか2橋は事業費の60%、高架促進事業である小樽内橋は56.1%が社会資本整備総合交付金となっております。そのほかは過疎対策事業債と公共事業債及び市の一般財源となっております。

○須貝委員

今後も事業は続くと思うのですけれども、そうすると、この負担の割合は、今後も同じであるというふうに考えますか、それとも年度ごと、対応する橋によって違うのでしょうか。

○（建設）建設課長

国の補助率につきましては、令和元年度までは同様だったのですけれども、橋りょう長寿命化事業につきましては、今年度、交付金に替わり新設された個別補助制度である道路メンテナンス事業補助制度、これに移行しております。基幹事業と高架促進事業の区分がなくなったため、補助率は全て60%となっております。

○須貝委員

それでは、小樽市が現在、管理している橋の数は幾つあるのでしょうか。

○（建設）建設課長

橋梁長寿命化修繕計画では、市が管理する橋梁の数は137橋となっておりますが、蘭島の市道餅屋沢連絡線にあった橋一つが小樽一余市間の高速道路工事に伴いなくなったことから、現在は136橋となっております。

○須貝委員

それでは、その橋梁長寿命化修繕計画の136橋のうち、工事が完了した橋の数と、それから今後の予定する数。あえて言えば撤去する予定の橋もあればお答えください。

○（建設）建設課長

現在の計画では、136橋のうち令和6年度までに36橋の修繕等を計画しておりますが、昨年度までに修繕等が終わった橋梁は、望洋橋、見晴歩道橋、上の橋、真栄橋、そして公園橋の五つの橋でございます。

また、今後工事を予定している橋梁につきましては、規模が大きいことから年次的に継続して工事を行っております。銭函高架橋と小樽内橋の二つの橋と、今年度着工する栄橋を含めまして、残り31橋となっております。このうち撤去予定の橋梁は、小樽内橋の1橋となっております。

○須貝委員

この中で一番大きな橋はどの橋になりますか。

○（建設）建設課長

一番大きな橋は橋長が、橋の長さですけれども406メートルで、14径間ございます銭函高架橋となっております。

○須貝委員

この銭函高架橋は14径間となっているということで、これは最終的に、一遍に工事が完了しないと思うのですけれども、どれくらい工期がかかって、総工費が分かればお答えいただきたいのですが、分かりませんか。

○（建設）建設課長

現計画での整備計画は平成28年から令和4年までを予定しておりますが、交付金の配分額の影響などもありまして計画どおりには進んでございません。事業費につきましては今、手持ちがないものですから、後ほどお知らせしたいと思います。

○須貝委員

また後日で結構です、お知らせください。

ここまでの、長寿命化に関して大きな費用がかかるであろうことが分かりました。

質問の角度を変えますけれども、前から気になる点がございまして、この橋梁の塗装に使われている可能性のあるPCBについてお聞きしたいと思います。

まずPCBについて、一般的にどういうものかお聞かせいただけますか。

○（建設）建設課長

環境省のポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイトによりますと、PCBとはポリ塩化ビフェニルのこ

とで、人工的に作られた主に油状の化学物質で、水に溶けにくく沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど科学的にも安定的な性質を有することから、電気機器の絶縁油、交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造、輸入とも禁止されているとのこと。また、脂肪に溶けやすいという性質から慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されており、症状は吹き出物や色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様であるとのことでございます。

なお、昭和40年代に製造された塩化ゴム系の塗料には可塑剤としてPCBが使用されたものがあり、当時の橋梁の塗装にも使われた可能性があると言われております。

**○須貝委員**

それでは、このPCBに関して、特別措置法が施行されたと思うのですが、これについてお聞かせいただけますか。

**○（建設）建設課長**

PCB特別措置法ですが、平成13年6月22日に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の中で、PCBが難分解性の性状を有し、かつ人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質であること、並びに我が国においてPCB廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることから、PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とした法律でございます。

**○須貝委員**

その中では高濃度、それから低濃度のPCBの橋、もろもろ構造物は撤去の日にちが決まっていると思うのですが、期限が決まっていると思うのですが、それについてはいかがですか。

**○（建設）建設課長**

期限につきましては、その濃度によって違うのですが、高濃度PCB廃棄物が令和4年度末で、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末ということになってございます。

**○須貝委員**

このPCBの検査対象というのは、鉄橋、それから混合橋になると思うのですが、これは小樽市の先ほどあった136橋の中に幾つあるのでしょうか。

**○（建設）建設課長**

平成30年10月の環境省による高濃度PCB廃棄物となる塗膜の把握の進め方についてというのがございますが、これによりますと、橋梁の塗装については昭和41年から49年の期間に建設または塗装されたものを抽出し、50年以降に塗装の完全塗り替えがされていないものを把握することとされてございます。これに該当する本市の橋梁は6橋でございます。

**○須貝委員**

そうしますと、その6橋のうち幾つ調査が完了して、完了したところでPCBが使われていた橋がもしあれば、お示してください。

**○（建設）建設課長**

6橋のうち3橋につきましては調査をしてございますが、PCBが検出されたものはございませんでした。残りにつきましては、来年度中に何とか調査したいというふうに考えてございます。

**○須貝委員**

一般的にいろいろ調べますと、この橋梁の塗装とか塗り替え工事というのは、その橋の維持修繕費において最も

費用がかかるというふうに言われているようです。今のところないみたいですが、もし仮にあった場合の除去工事というのは、国の補助がつくのかどうかお聞かせいただけますか。

○（建設）建設課長

橋梁の塗装の塗膜に含まれるPCBの除去だけの補助はございませんが、橋りょう長寿命化事業の中で橋梁の塗り替え、橋梁の塗装の塗り替えを行う場合は、PCBの除去も一連の工事に含まれますので補助の対象となっております。

○須貝委員

いずれにしても、この橋梁長寿命化修繕計画には非常に大きなお金がかかるであろうことが確認できました。PCBのことも含めて、いずれも安全に関わる重要案件ですのでぜひとも、今後とも注視してまいりますので、よろしく願いいたします。

◎病院事業会計決算について

次に、病院事業会計決算について質問させていただきます。

この病院の経営に関しては、私も厚生常任委員会で何度か取り上げさせていただきました。しかしながら、今回、決算書を拝見して、このまま素通りしていいのかどうかということを考えまして、今回取り上げさせていただきたいと思います。

経営の厳しさについては重々承知しているつもりであります。企業債の償還額もいよいよ大きくなってきて、ますます厳しくなると予測しておりましたが、想像以上に厳しい状況と拝見しました。さらには、先ほどもおっしゃっていましたが、今年度に入ってからコロナ禍によって経営は大きく毀損されているのが現状だと思っています。そこで、令和元年度の経営状況の確認をもう一度させていただきたい。先ほど高木委員から全体的なお話がありましたので、少しだけ掘り下げてお話をお聞きしたいと考えております。

まず、医業収益についてですが、予算、決算、対予算額の増減、対前年の決算額の増減及び収入率、これらについてお答えください。

○（病院）経営企画課長

まず、医業収益予算につきましては105億5,088万2,000円。決算額につきましては102億7,325万5,000円。対予算額増減につきましてはマイナス2億7,762万6,000円。対前年決算額増減につきましては2億677万4,000円というような状況でございます。

○須貝委員

予算額の増減の中で、入院と外来でお答えできますか。

○（病院）経営企画課長

対予算額増減としての入院収益としましては、マイナス2億5,395万9,000円、外来収益としましてはマイナス2,357万3,000円という状況です。

○須貝委員

前年よりは収益額は増えたけれども、入院、外来ともに目標に届かずという、対予算としては達成できなかったということだと思います。診療科別の状況も出ていましたが、診療科別に入院、外来において大きな変化や大きな解離があった診療科の分析及び対策というのはできていますか。

○（病院）経営企画課長

診療科ごとの状況につきましては、入院、外来の各患者数を基に前年度比較などの分析をしてきております。令和元年度におきましては、入院では看護師不足によりまして病床の一部を休床していたことが、多くの診療科で患者数が減った要因というふうと考えておりますけれども、そちらは休床を解除した以降の下半期では、患者数が前年並みに回復してきているというような状況でありました。

外来につきましては、医師が退職した診療科で患者数が大きく減ったという状況がございまして、こちらにつきましては、今年度から医師を補充して対応してきているという状況であります。

**○須貝委員**

今もお答えいただきましたけれども、私は、対策はできているのかと。今の答弁は分析のように感じるのですが、対策というのはできていますか。

**○（病院）事務部次長**

対策につきましては、小樽市立病院は20以上の診療科がございまして、毎年増えたり減ったりと統一した増減というのがない状況ではございます。そういうところで事務方といたしまして、各診療科の収益なり患者の状況というのをまとめまして病院局長に報告しております。今後、秋から、病院局長がそれぞれの医師と個別に面談をして、具体的にどういうふうに患者を集めるかとか、どういう診療に力を入れていくかという具体的な話し合いを、毎年行っておりますけれども、今年も行う予定でございます。

**○須貝委員**

この対策というところが事務方の皆様方にとって、すごく重要かと私は思っています。病院局長が物すごく頑張っておられるのは私も承知していますが、小樽市立病院として、ほかの医療機関との連携、さらには小樽市立病院としてのある種の営業といいますか営業活動、こんなことが事務方として必要かと考えております。

次に、先ほど高木委員からもありましたけれども、資金不足についてお聞きします。

今回の決算で出ています資金不足は幾らであるかお答えいただけますか。

**○（病院）経営企画課長**

資金不足額につきましては2億6,798万6,000円というふうな状況です。

**○須貝委員**

この約2億6,800万円と、先ほども額は出ていましたけれども、この部分が非常に厳しい部分であると。

今回、これは一時借入金という形で示されていましたが、今後この一時借入金はどのように処理される予定でありますか。

**○（病院）経営企画課長**

資金不足につきましては、他の企業会計からの一時借入ということで措置してきております。今後につきましても、まずは他の企業会計からの一時借入を要請していきたいというふうに考えておりますけれども、今後の当院の資金状況によっては、市中の金融機関からの一時借入、そういったことも視野に入れていくような必要があろうかというふうに考えております。

**○須貝委員**

非常に厳しい状況であるということです。

それでは、損益の収支について、マイナス約8.6億円ということで、これを拝見しますと、医業の収入も費用も上がっているけれども、収支が少しずつ悪化している。この悪化が問題かと思っています。この医業費用の増加、先ほど高木委員からも指摘ありましたが、もう一度この増加要因は何かということをお答えいただけますか。

**○（病院）経営企画課長**

医業費用の増要因につきましては、主に給与費と材料費、それと経費というような状況です。

**○須貝委員**

それは分かるのですが、人件費で4.3%、材料費で4.2%、経費で3.1%上昇していると。側面を変えますけれども、患者1人当たりの経常収支というのが出されています。これを見ますと、1人当たりの収益は上がっています。この1人当たりの収益が上がっているというのも、これも高度医療を受けられるですとか、最新の医療を受けられるという、こういうメリットもありますけれども、それに相反するデメリットもあろうかと思っています。

問題は、経費も全て上昇している。先ほど高木委員からも指摘がありました。今、人件費、材料費、経費という話がありましたが、私はあえてここでは、人件費については言及しません。これは必要な人員確保ということで私を見ておりますので、ここでは言及しませんが、この費用3,300万円、それから医業費用の材料費で約800万円、ここでは何か上昇理由というのにはお答えできますか。

○(病院) 経営企画課長

まず、材料費につきましては、高額な薬品の使用数が増えたということによります薬品費の増加が要因となっております。経費につきましては、委託料ですとか修繕費、そういったものの増加が主な要因というふうに見ております。

○須貝委員

昔、製薬会社にいたのであれですが、高額医療ですよ。最新の薬剤を使うと、どんどん高くなる。収益が落ちる、これは分かっています。

では、この中で病院としてセーブできる場所は、どこがあるのでしょうか。

○(病院) 経営企画課長

まず、材料費につきましては、診療材料の一部の調達におきまして、昨年度の下半期から共同購入をすることでコスト減を図ってきております。今後、その共同購入物品の品目数を増やしていくなど、さらにコスト減を図っていきたいというふうに考えております。

経費につきましては、委託料においては昨年度から放射線機器の、高額医療機器になりますけれども、そちらの保守を包括的な契約にして、コストを減らすということを図ってきておりまして、今後も契約や仕様の見直しなどで工夫をしていきたいというふうには考えております。

○須貝委員

それでは、見方を変えまして、ほかの指標を見てみたいと思います。

まず、病床利用率ですが86.1%、対前年度でマイナス2.7%とありましたけれども、全道の市立病院の病床利用率の平均値がありましたらお答えください。

○(病院) 経営企画課長

道内の主要な15の自治体病院の状況で把握をしてございまして、そちらの病床利用率の平均値としましては73.1%というふうになってございます。

○須貝委員

73.1%、全国を調べてみても大体7割くらいだと認識しています。

小樽市立病院を見ますと、平成29年度93.1%、30年度が88.8%、これはべらぼうに高い数値であると、高率であると私は思って、非常に御努力されているのだらうと思っています。ただ、こういった数字が悪化してくる中で、何を努力するか。例えば、病床利用率を今の86.1%から88%に約2%上げようと思ったときに、この約2%を上げるためには1日何人の入院患者を増やさなければならないのか。これを関係者の共通認識とすることが、私は重要ではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○(病院) 事務部次長

委員のおっしゃいますとおり、病床利用率も含め、入院患者の単価も含めて、目標値を定めて、医局会とか各種会議で周知を図っているところでございます。

○須貝委員

これ以上は申し上げませんが、こういった戦略的な視点というか、これは事務方の皆様方が気づいてしかできないことでもありますので、こういう意味では皆様方の仕事は大変重いものだと考えておりますので、ぜひそういったところにも目を向けて、切り込んでいただきたいと思っています。

では、次に平均在院日数についてお聞かせください。

○（病院）経営企画課長

令和元年度の平均在院日数は12.8日であります。

○須貝委員

12.8日と。DPC対象病院ということでのこの長さだと思います。これについての評価といいますか、どのように考えられていますか。

○（病院）経営企画課長

委員のおっしゃるとおり、DPC対象病院である当院におきましては、まず、この病床利用率を下げないことを前提に、令和元年度並みの12日ないし13日程度、こういった日数で運用するということが経営上よりよいものだというふうに考えております。

○須貝委員

適正であるということですね。

では、最後の質問として、紹介率、逆紹介率の推移について、できれば平成29年度から3年間をお聞かせいただけますか。

○（病院）患者支援センター主幹

平成29年度から3年間の紹介率、逆紹介率の推移ということで紹介率から先にお答えいたします。29年度32.9%、30年度33.6%、令和元年度36.1%。

次に、逆紹介率についてお答えいたします。平成29年度28.1%、30年度32.4%、令和元年度39.9%となっております。

○須貝委員

この後で申し上げますけれども、この紹介率、逆紹介率というのは、ほかの病院との連携等、それから市立病院という、この病院の性格上、非常に重要な指標であると考えています。ここら辺も事務方として現場に提示していただくことで、その目標達成の進捗を示すことができると思っていますので、ぜひこういった指標についても、こだわってお願いしたいと思っています。

厚生常任委員会でも申し上げましたが、私は市立病院の経営改善、それから安定化のキーワードというのは、英知を結集したであろう改革プランを、まず必ず遂行するのだと。それから、二つ目としては、市民の信頼を得ること。そして、3番目として後志の中核病院としてのプレゼンスを示すということであると考えています。大きな目標を掲げるのは大変聞こえはいいのですが、市立病院においては実現するための少し細かなプラン、プロセスを考えることが大切ではないかと思っていますのでぜひとも、大変厳しいですが、この後、コロナ禍の状況で、今年度の決算が予想以上に厳しくなることも推測されます。一緒に、またいろいろ考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎水道事業会計決算について

次に、水道事業会計決算についてお聞きします。

この水道事業につきましても、昨年も取り上げさせていただきました。水道事業は基幹のライフラインであって安定的な経営が最重要であると考えております。どの会計でも言えることではありますが、人口減少が続く中で、将来を見据えた経営は大変難しいものと推測しています。そのような状況下において、私は今回、上下水道の事業は収益の確保、それから企業債の償還、あと使用の状況等、踏ん張っているなど認識しておりました。しかしながら、昨年の決算特別委員会の後に新聞報道で、平成34年度の資金不足を予想との記事が出まして、そのフレーズがずっと頭の中でリフレインしてしまっていて、それらを払拭するために、今からどの部分を補強、増強すればいいのか。そこのところを踏まえて、この令和元年度の決算について、現状について、お聞きしたいと考えています。

最初に、給水量と人口の関係ですけれども、給水量がマイナス2.7%、人口がマイナス1.6%になっています。人口比よりも大きな減少になっていますが、これはどのように分析されていますでしょうか。

○(水道)総務課長

給水量の減少比率が人口の減少比率を上回っていることについてでございますが、水道料金の用途には、主に家事用と業務用がございます。令和元年度における対前年度の使用水量といたしましては、業務用の減少率がマイナス2.5%と大きかったことから、全体として人口減を上回る給水量の減少になったということでございます。

○須貝委員

業務用のダウンですね。

費用に関してお聞きしたいと思います。原水及び浄水費、配水費、給水費のコストが上昇しておりますけれども、上昇率と、その増加要因をお聞かせください。

○(水道)総務課長

今お示しいただきました各科目の上昇率、それから、その要因でございますが、まず、原水及び浄水費につきましては、上昇率がプラス5.1%となっております。その要因といたしましては、浄水場で水のろ過に使用するろ材、いわゆるろ過砂に入替えを行ったことなど、委託料の増によるものでございます。なお、ろ材の入替えはおおむね15年に1回程度行うものになります。

次に、配水費につきましては、上昇率がプラス13%となっております。増加要因といたしましては工事の設計に必要な設計積算CADシステムの更新業務を行ったところでございます。これはパソコンのウインドウズ10に対応するために更新を行ったものでございます。

最後に、給水費につきましては上昇率がプラス9.3%となっております。増加要因といたしましては、欠員補充、それから新陳代謝に伴う人件費の増ということになってございます。

○須貝委員

高木委員からも指摘があったのですけれども、見ていますと、損益の収支はプラス4.3億円。収益が減ってきて費用は固定されている。そして減少傾向にある。その収支比率を見ると118.3%。これは決して悪くはないと思うのですが、やはり減少傾向であるということです。

このコストの上昇について、違う側面からも見てみますと、有収水量1立方メートル当たりの費用というのが資料に載っております。これの経費、減価償却費、それから給水原価、これを平成29年度との比較でお答えいただけますか。

○(水道)総務課長

有収水量1立方メートル当たりのコストについてでございますが、まず共通して言えますことは、算定上その分母となります有収水量が平成29年度に比べ約40万立方メートル減少しているため、全体的に1立方メートル当たりのコストが上昇しているということが言えます。

個別に、先ほどいただきました科目について説明申し上げますと、経費につきましては、29年度に比べ16.3%の上昇。これにつきましては先の答弁で申し上げました、ろ材の入替えを行うなど維持管理費が増加しております。これは、効率的な維持管理を行うことにより施設の延命化を図る、いわゆる予防保全型の維持管理を目指しているということにより増加しているというものでございます。

次に、減価償却費等につきましては、29年度に比べ6.3%上昇しております。施設を維持するために必要な更新工事を行っていることにより減価償却費等は上昇しているところでございます。

次に、給水原価につきましては、29年度に比べ5.1%上昇しております。分母となります有収水量の減と維持管理費の増と、その両面から原価が高くなっているという状況でございます。

### ○須貝委員

それらを踏まえて、いわゆる供給単価対給水原価比率というのが96.7%、100%を切ったということです。単純に言うと、販売の単価が原価よりも低くなってしまったということだと思います。少し高コスト体質になっているように考えますけれども、いかがでしょうか。この状況から脱却するためには何が必要と考えますか。

### ○（水道）総務課長

供給単価対給水原価比率、これは委員の御質問にもございましたように、水を作った費用に対し幾らで売れているかというものになります。供給単価が大きく変わらない中、給水原価が高くなっているということにより販売単価が原価を下回っている状態となっております。

この状況から脱却するには、現在のコロナ禍により給水収益の増加というのが当面なかなか見込めないことから、さらなる経営の効率化を図っていくといったような必要があると考えております。

### ○須貝委員

切り口を変えます。改良工事についてお聞きします。

建設改良費で約9億600万円が計上されております。いろいろな工事に使われていると思うのですが、私はこの水道を考えたときに、その配水管の法定耐用年数問題、40年という問題が非常に頭に残ってしまって、今後さらなる費用増が生じるのだらうと思っています。

それで、これらの耐用年数40年に対応するため、どれくらい工事が進んでいるのかというところが知りたいのですけれども、ここで管路経年化率と管路更新率をお示してください。

### ○（水道）管路維持課長

令和元年度の配水管整備の実績になりますが、管路経年化率、いわゆる管路延長、総延長に対しまして、耐用年数が先ほど言われました40年を超えた管路延長の割合になりますが、約25.2%です。管路更新率、これも管路総延長に対しまして更新した管路延長の割合が約48%となっております。

### ○須貝委員

では、まだまだこれから大きなお金がかかるのだらうということは想定されます。そうしますと、いろいろお聞きしたいことがまだあったのですが、冒頭に投げかけさせていただいたところで結びにしたいと思っておりますけれども、一般論としてお聞きしたいのですが、この将来の資金不足に備えるためには、この水道局事業として、どの部分に注力するのか、そして、どの部分を重要視していくのかということをお聞かせいただけますか。

### ○水道局長

将来の資金不足への備えについてでございますけれども、何点か例を挙げさせていただきますが、まず、すぐに経費の削減効果、これが確認できるものとしたしましては、業務委託を新たに行うことで人件費を削減することが考えられます。しかし、業務委託については、これまでもたくさん取り組んできたという状況でございます。現状では水道技術を将来にわたって組織として保持していくこと、そういったことを考えた場合、慎重な検討が必要であるかというふうに考えております。

次に、施設の維持管理についてでございます。水道事業につきましては装置産業と言われておりまして、膨大な施設、設備を有してございます。まずは、この施設、設備を適切な時期に更新をいたしまして、修繕費等の維持管理費を軽減することでライフサイクルコストの縮減を図る。こういったことが必要であるかというふうに考えております。

次に、収益についてでございますが、これは先ほど総務課長からも答弁がありましたが、人口減少が進む中において、料金収入につきましては確実に下がることが予想されます。安定した経営のためには適切な時期に料金改定を行うことが必要であるというふうに考えています。

以上3点ほど申し上げました。このほかにも、まだまだ対策というものは考えられますけれども、いずれにいた

しましても、我々が今取り組むべきことにつきましては、今回策定いたしました第二次小樽市上下水道ビジョンの施策を確実に進めていきまして、将来にわたって安定した経営に務める。こういったことが必要でございますので、計画の進捗を適切に管理いたしまして、しっかり取り組んでいくことが重要であると考えております。

**○須貝委員**

最後に一言だけ言わせてください。

今お話にもありましたけれども、全国的にも人口減少による水道料金の値上げはせざるを得ないという論調は少しずつ出ているようです。小樽市民として、少しでもその日が遠くなるように期待して、今後も一緒に、先ほど水道局長が言われたポイントをしっかりと見てまいりたいと思いますので、どうぞ安定経営をよろしく願いいたします。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

公明党に移します。

---

**○高橋（克幸）委員**

**◎除雪費について**

それでは、除雪費について伺います。

まず、決算説明書の208ページ、除雪費の説明の中で3点についてお伺いしたいと思います。

一つは除排雪業務委託料、排雪量、雪処理場等関係経費、この3点について、令和元年度と前年度対比でお願いいたします。

**○（建設）維持課長**

まず、除雪費の決算額について、説明申し上げます。

除排雪業務委託料の平成30年度と令和元年の比較でございますけれども、平成30年度の決算額で8億2,596万2,400円、令和元年度の決算額で6億170万円でございます。

次に、雪処理場等関係経費の決算額でございますが、平成30年度で1億4,082万318円、令和元年度で1億3,437万7,148円でございます。

次に、排雪量の比較でございますけれども、排雪量につきましては、平成30年度で46万2,577立方メートル、令和元年度で21万2,171立方メートルでございます。

**○高橋（克幸）委員**

ちなみに、令和元年度の予算で排雪量の積算は幾らになっておりましたか。

**○（建設）維持課長**

令和元年度の排雪量の予算での想定でございますけれども、50万立方メートルを想定しております。

**○高橋（克幸）委員**

なぜ今、予算のことを聞いたかという、平成30年度の決算の数字というのが、令和元年度の予算ベースと非常に近似値であると、見ていたら分かりましたので、前年度対比でお伺いしたわけです。

顕著なのが排雪量ですけれども、対前年度比でいくと、率としてどのぐらいになるか分かりますか。

**○（建設）維持課長**

対前年度比の決算、平成30年度と令和元年度の決算額の比でございますけれども、少々お待ちいただけますか。

○高橋（克幸）委員

いいです。私も計算しましたけれども、約46%で半分っていないのです。非常に少なかった。そういう排雪量だけ見ても分かりますし、委託料についても2億2,000万円以上、言葉は悪いですけども、要は浮いた。除雪しなくてもよかったという経費になります。

それで、お聞きしたいのは最低保証制度についてです。これだけ少雪だったというのは恐らく今までなかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

最低保証制度につきましては、平成22年度に制度を制定いたしまして、昨年度、初めて適用したところでございます。

○高橋（克幸）委員

それだけ少なかったということです。

調べますと、平成27年度も令和元年度と同様の数値だというふうに、私は調べたら思ったのですが、このときはなぜ最低保証制度にかからなかったのか、お答えください。

○（建設）維持課長

最低保証制度につきましては、現行、当初契約額の地域総合除雪で70%になります。こちらは、委員が御指摘の平成27年度につきましては、当初契約額に対する最終執行額が70%を超えたという状況でしたので、最低保証制度の適用にならなかったということでございます。

○高橋（克幸）委員

改めて伺いますけれども、この最低保証制度の内容について説明願います。

○（建設）維持課長

最低保証制度についてでございますけれども、小樽市が発注する除雪関係業務の委託料につきまして、最低保証金額を設定することにより、受託者、委託業者、受託業者の経営の安定と除雪関係業務の円滑な履行を図るものがございます。

○高橋（克幸）委員

数値的なことを説明してください。

○（建設）維持課長

最低保証制度につきましては、当初契約額において地域総合除雪業務で当初契約額の70%、雪処理場等管理業務及びその他の業務につきまして、当初契約額の60%について最低保証額とするということでございます。

○高橋（克幸）委員

もし他都市の状況が分かっていたら聞かせてほしいのですが、同様の率でしょうか。

○（建設）維持課長

他都市の最低保証制度の状況でございますけれども、他都市の状況につきましては、いろいろなパターンといたしますか、いろいろな状況がございまして、当市と同じ一律70%という状況ではございません。

○高橋（克幸）委員

私も今度調べてみたいと思いますけれども、原課でも、ぜひ1回研究していただきたいと思います。

それで聞きたいのは、この一律70%にした理由といいますか、根拠をお聞かせください。

○（建設）維持課長

最低保証制度の最低保証割合70%の根拠でございますけれども、内訳といいますか、この根拠につきましては、シーズンを通じて必要な除雪業者の人員と除雪機械に係る経費として契約額の約60%、除雪ステーションの経費として約10%が必要であると想定して設定したものでございます。

○高橋（克幸）委員

そこは前にもお聞きしましたので分かっているのですが、その60%にした理由です。例えば、固定経費で除雪しなくてもこれだけかかるのだという、恐らくそういうような積み上げの内容だったかと思いますが、その辺をもう少し詳しくお答えいただけますか。

○（建設）維持課長

60%の根拠でございますけれども、平成22年度に制度を制定した際に、他都市の状況等に鑑みたく中で、除雪機械のいわゆる待機料といえますか、そういったものを想定しておおむね60%ということで設定したものでございます。

○高橋（克幸）委員

それで令和元年度の除雪終了後、もしくは除雪中でもいいのですが、除雪業者の方々との意見交換なり要望なりというのはどのようになっておりましたか。

○（建設）維持課長

除雪業者からの意見交換というか要望についてでございますけれども、最低保証制度につきましては、令和2年3月26日付で小樽建設事業協会及び小樽市除雪業務共同企業体連絡協議会から、最低保証金額の引上げについての要望書の提出があったところでございます。

○高橋（克幸）委員

検討していただきたいと思うのですが、この60%という数字が、全体で70%ですけれども、妥当かどうかというのが、まだ1回しか適用されていないので非常に微妙なところだと私は思っているのです。ですから、ほかとの比べようがなかなかしづらいというお話でしたので、何か統一的な基準がもしあれば、ぜひそういうのを検討していただいて、妥当性があるのか、これでよしとするのか、一定程度の年数がたったら見直ししていくのか、その辺の見解をお願いします。

○（建設）松浦次長

令和元年度までにおきましては最低保証額を、総合除雪については70%、それ以外については60%で設定したのですけれども、平成22年度当時に設定した段階におきましては、人件費と機械整備に係る保証として60%プラス、ステーション管理10%ということで計上したのですが、これも项目的には、このような項目を最低保証として設けたいということではあったのですけれども、その根拠につきましては、他都市の事例などを調べた中で70%が妥当だろうということで設定したところでございます。

これについては10年間経過して、昨年、初めて適用されたわけですが、これについては、その70%、60%が妥当なのかということは改めて検証した中で、今年度その設計書の内容においてはもう一度精査して、どの部分その最低保証に該当するものかということを検証した上で、今年度からその最低保証額を適用したいということで考えております。

○高橋（克幸）委員

もう1点気がかりなのは、最低保証というのは市と契約しているJV業者、事業者に対して支払うわけですが、そのJV業者にぶら下がっている下請の方、それから交通誘導警備員の方々の会社等があるのですけれども、自動的にいかないというのは分かるのですが、例えば労務歩掛にしても、労務単価にしても入っているわけですが、積算基準の中に。当然それで積算しているのですから、影響があるというのは考えられるわけです。そういうぶら下がっている方々に対する市の見解をお示しいただきたいと思えます。

○（建設）維持課長

交通誘導警備員ですとか、そういったようなJVの下請業者のことについてですが、私どもといたしましては、市はあくまでも元請業者、共同企業体へ契約書に基づく最低保証金額を支払うという形になってございます。こちらにつきましては、現状ではその元請業者と下請業者の契約に関する詳細について、私ども市から指導とか、そう

いう形は難しいのかと思うのですが、ただ、今後、建設部といたしましても、適正な契約をするようにというのは元請業者に要請してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○高橋（克幸）委員**

最後になりますけれども、この地域総合除雪というのは、地元の建設業者の方々が一生懸命に担ってこられた、そういう内容であります。バブル当初、非常に景気がよかったときは建設業界も体力があって、多少赤字になっても市に協力しようという、そういう状況がありました。ただ、今はもう体力もなくなっている。高齢化になっている。オペレーターの質も悪くなっている。そして、若い人が入ってこないという本当に厳しい状況なのです。先ほどお願いしたように、最低保証制度についても見直しということもお願いしましたけれども、さらに、この地域総合除雪についても、ある意味協働という考え方でしっかりと限られた予算で市と、それから担当していただけるそういう業者の方々との緊密な連携といいますか、協議といいますか、そういう内容でぜひやっていただきたいと常々思っているわけですが、最後に、この見解を聞いて終わります。

**○（建設）松浦次長**

今、高橋克幸委員からお話がありましたけれども、今回、最低保証につきましても、これから担い手不足、そして経営の安定ということも考えられますので、今年新たな最低保証制度を検討するに当たっては、JVの意見、建設事業協会の意見も聞きながら、ある程度、我々の考え方も示しながら設定したわけですが、今後そういった担い手不足等が考えられますので、これにつきましても、固定的に、これからずっと今の考え方を通すわけではなくて、これからも状況に応じて企業体の方々、そして、建設業界の方々と話し合いをしながら進めていきたいということ考えております。

---

**○松田委員**

**◎消費生活相談について**

それでは、決算説明書及び事務執行状況説明書に基づいて質問させていただきます。

最初に、消費生活相談について伺います。

令和元年度の消費生活相談が965件となっています。これは前年の平成30年度と比べると100件余り減少していますが、それでもかなりの件数となっております。

まず、この相談者の年代別、そして男女別の内訳をお示しいただきたいと思えます。

**○（生活環境）生活安全課長**

まず相談者の年代別の内訳になりますけれども、20歳未満が12件、20歳代が38件、30歳代が68件、40歳代が103件、50歳代が179件、60歳代が172件、70歳代が213件、80歳以上が98件と、年齢不明ものが82件になります。

次に、相談者の男女別の内訳になりますが、男性が379件、女性が542件、あと団体など性別不明が44件になります。

**○松田委員**

相談内容は年代によって様々だと思いますが、主な相談内容について、件数の多い順からお示しくださるとともに、年代で特徴的なもの、また、男女で特徴的な相談があれば、お示しいただきたいと思えます。

**○（生活環境）生活安全課長**

まず、相談内容については複数に該当するのがあるため相談件数と一致しませんが、多い順に申しますと、1番目は契約や解約に関する相談で724件、2番目は虚偽説明、長時間勧誘等の販売方法に関する相談で470件、3番目は価格、料金に関する相談で95件になります。

次に、年代で特徴的なものについては、10歳代は健康食品に関すること。20歳代はレンタルリース、賃借に関すること。30歳代はローンなどの融資サービスに関すること。40歳代・60歳代と70歳以上につきましてはクレジット

カードの請求や架空請求はがき及び架空請求メール、迷惑電話についての相談などの商品一般に関する事。次に、50歳代につきましてはインターネットの契約や料金トラブルに関する事となっております。このような相談が件数としては多い傾向にあります。

次に、男女別で特徴的な相談事例になりますが、男女ともに多いのはインターネットの契約トラブルになりますが、男女別での特徴的な事例としては、男性では、アダルト動画を見ていたら高額な動画サイトに誘導されるといったワンクリック詐欺による相談。女性では、サプリメントなどの健康食品や化粧品を定期購入と知らずに購入し、また体に合わないなど解約を申し入れたが、その解約ができないとの相談。これが多い傾向にあります。

#### ○松田委員

いろいろあると思うのです。

それで、かつて消費者相談と言えば、マルチ商法や資格商法など商品に関するものや消費者金融の多重債務でしたが、今はオレオレ詐欺に代表される特殊詐欺により金品を騙される事案が頻発しています。その被害者も御高齢の方が多く、連日被害内容が報道されています。令和元年度における消費者相談の中で、この分類に当てはまる事例がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○（生活環境）生活安全課長

特殊詐欺に当てはまる事例についてですが、従来からあるオレオレ詐欺のほかに、契約した覚えのない請求はがきが届き料金未納で債権回収業者に連絡するようにと記載があるといったものが一つ。もう一つが、携帯メールに携帯電話会社を名のる業者から料金未納で裁判手続に入るといった連絡があったというものなどの事例があります。

#### ○松田委員

今は、そういったことに対して、行政としても、あらゆる手段を使って啓発活動を行っているにもかかわらず被害が後を絶ちません。今は手口が巧妙で、騙した者が当然悪いに決まっていますが、ともすれば騙された方が引け目を感じている事例も見受けられます。市として、再発防止に向けて、今までどのような取組をしてきたのか、その点についてお伺いします。

#### ○（生活環境）生活安全課長

特殊詐欺被害の防止に向けた取組状況ですが、まず市では、市のホームページに被害状況等を掲載し注意喚起を行っているほか、消費生活情報誌の「くらしのニュースおたる」を年4回発行して、アポ電への注意喚起、光回線の勧誘トラブルなど、そのような注意喚起情報を掲載し町内会などへ配布して周知を行っております。また、消費者センターでは、常設で契約トラブルや悪質商法等の身近で重要な問題をパネルや資料により解説し、知識普及に努めているほか、隔年開催にはなりますが、おたる消費者まつりを開催し、パネル展示や被害防止の寸劇などを通じ安全な暮らしのための知識の普及に努めております。また、5月の消費者月間には、市内各所でパネル展を展示し、さらには希望のあった町内会等に対し消費生活相談員を派遣して移動消費者教室を開催しております。

#### ○松田委員

今このような啓発をされているということですが、今朝も新聞に市内の郵便局長が架空請求の被害を未然に防いだという記事が載っておりました。いろいろな啓発をやっても、それでもなお被害が頻発しておりますので、官民を挙げて防止に向けた周知徹底を図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ◎子育て支援策について

では次に、子育て支援策に関連した質問をさせていただきます。

最初に病児保育についてお聞きします。子育てと就労の両立を支援するために、令和元年度に新規事業として昨年10月から実施した病児保育があります。これは保育所や小学校に通う1歳6か月から小学校3年生までの子供が急な発熱等により保育所等で集団保育ができない期間を保護者に代わって一時的に預かっているものですが、その

状況についてお聞きします。

この利用は事前登録制となっており、初回登録すると3月末まで利用できるとなっておりますが、元年度末の登録者数についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども育成課長

62名となっております。

○松田委員

この事業は開始されてから、まだ日が浅く、決算説明書によれば、執行額は427万5,000円に対して283万1,000円となっており、その執行率は7割弱です。まず、その利用者数を子供の年齢別でお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども育成課長

年齢別の利用者数は、1歳は1名、2歳は1名、4歳は3名、合計で5名となっております。

○松田委員

これにつきましては、1回の診療につき最長7日間の継続利用が認められていますが、利用日数別の人数もお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども育成課長

1日のみの利用が3名、2日連続利用が1名、4日連続利用が1名となっております。

○松田委員

これは1日3名までの利用となっておりますが、前日までに仮予約することになってはいますが、病状によっては定員に満たなくても断ることがあると聞いていますが、断ったケースがあるかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○(福祉) こども育成課長

断ったケースはございません。

○松田委員

この事業は土日や祝祭日、年末年始は開設されず、平日が利用可能となっておりますけれども、利用時は保育士や看護師が保育に当たることになってはいますが、常に看護師と保育士が2名一緒になって保育に当たるのか、病状によるのか、この方たちは利用がいなくても常駐なのか、利用する子供がいたときだけこの施設で業務するのか、就業体制をお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども育成課長

病児保育におきましては常に看護師と保育士の2名を配置しております。子供がいなくても常駐はしてございます。

○松田委員

事業内容からすると、子供が病気にならず利用されないほうが良いとは思いますが、不用額が出た理由と、この事業に対する課題や改善点があるとしたら、どのようなものがあると考えておられるのか伺いたいと思います。

○(福祉) こども育成課長

初めに、不用額が出た理由につきましてですが、病児保育事業費補助金につきましては、基本分と利用人数に基づく加算分、また低所得者減免加算分の合計の金額が補助基準額となっておりまして、この金額によって予算計上をさせていただきました。実際の補助金の交付に当たりましては、この補助基準額と施設が実際に支払った、使った経費、これを比較して補助金額を確定しているのですが、一つは利用者数が少なかったということです。もう一つは施設で実際の経費が見積りよりも少なかったと。こういったことが不用額の理由として挙げられます。

次に、この事業の課題についてですけれども、一つは利用者が少なかったことがありますので、周知不足。あとは事前に登録しなければ利用ができないといった声を聞いてございます。また、保育所に預けている子供が預けて

いる最中に発熱したと。そういった場合に保護者が迎えに行き、病児保育の場所まで連れて行かなければならないと、そういったことが今あるのですけれども、送迎サービスがあればいいのではないか、そういった送迎サービスがないといったことを課題として考えております。こういったことについて、改善すべき点というふうに考えておりますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

なお、改善点ですけれども、既に実施した部分も少しございまして、周知不足につきましては保育所などの利用者に対して、いろいろな通知を出すのですが、その際に一緒に事業の御案内をする。

あとは、利用者の対象年齢ですが、昨年度までは小学校2年生までを対象としていたのですが、これを小学校3年生まで拡大したということになっております。また病児の内容で、外傷性の子供については今まで対象外というふうにしていたのですが、今年9月から対象とするといった改善は実施してございます。

#### ○松田委員

この事業は令和元年度から始まった事業で、まだいろいろと改善点もあると思いますが、子育てと就労の両立を支援するためにできたものですので、しっかりとまた改善をしながら取り組んでいただきたいと思います。

これに関連してファミリーサポート事業について伺います。

これも子育て支援の一環として、平成23年度から開始された事業ですが、これは勤務の有無にかかわらず小学校6年生まで援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人が会員となって、地域の子育て支援を行う会員組織と伺っています。これについてですけれども、先ほど病児保育については事前登録が必要だと。同じように、これも事前登録が必要と聞いていますが、これは1年ごとの登録更新が必要なのか。1回登録すると小学校6年生まで登録が延長できるのか。この点についてはいかがでしょうか。

#### ○（福祉）こども育成課長

一度登録いただきますと、子供が小学校6年生になるまで登録は延長するということになっております。

#### ○松田委員

それで、事務執行状況説明書に利用状況が記載されていますけれども、これでは区分ごとの利用実態が分かりませんので、料金表の預かり区分別で利用状況をお示しいただきたいと思っております。

#### ○（福祉）こども育成課長

料金表の預かり区分別で申し上げますと、日常の預かりが732件となっております、このうち11件が緊急の場合の預かりとなっております。次に、病児の関係は19件。そして、最後に宿泊についてはゼロ件というふうになっております。

#### ○松田委員

援助を受けた場合、子供が複数いるときでも同じ内容の利用なら1回の利用料金は変わらないのか、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○（福祉）こども育成課長

提供会員、援助を行う方ですが、提供会員の方が1人で兄弟の方を援助する、預かる場合につきまして、2人目以降の援助料金というのは半額となっております。

#### ○松田委員

援助を行う人はファミリーサポートセンターが実施する講習を受けさえすれば提供会員になれると伺っていますが、この講習会はどこが主催し、どのような内容になっているのか、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○（福祉）こども育成課長

講習会の主催は小樽市となっております。講習会の開催をNPO法人北海道子育て支援ワーカーズに委託してございます。

また、講習の内容ですけれども、講習会の内容は国の要綱に基づきまして、援助活動に必要な知識を身につける

ために必要な講座としてございまして、例えば、保育の心ですとか、心の発達とその問題、あとは身体の発育と病気など、9講座が示されてございます。通常は年2回、6月と11月に開催しておりまして、どちらかを受講してもらおうというふうにしておりまして、1回6日間の開催で24.5時間の講座となっております。

○松田委員

支援内容には、病気のときの預かりもあると聞いております。病児保育のときは看護師資格のある方が保育に当たっていることから、講習を受けただけの支援提供で不安もありますけれども、ある意味、病児保育の補完的役割ということによいのでしょうか。その点についてお伺いします。

○（福祉）こども育成課長

病児保育事業も、またファミリーサポートセンター事業も、いずれも児童福祉法で規定してございまして、子ども・子育て支援法に基づいて地域子ども・子育て支援事業として実施しているものでありまして、保護者の方の状況とかに応じて、それらを使っていただくということですので、ある意味どちらも補完し合いながらという意味合いもあるのでしょうかけれども、それぞれそういったことで地域の子ども・子育て支援事業として実施しているものでございます。

○松田委員

何回か利用していると、その子供の状況も分かることから、提供を受ける方も同じ人に依頼したほうがよい場合も考えられますけれども、依頼人は提供者を選ぶことは可能なのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

選択することは可能となっております。

○松田委員

提供者の講習会について先ほど聞きましたけれども、子供の環境も年々変わっていきまして、1回だけ講習を受けるのではなく、定期的に講習を受ける必要もあるのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

援助を行う方、提供会員ですが、あとは援助を受ける方と援助を行う方の両方の会員になっている方もいらっしゃるのですが、その提供会員と、我々は両方会員と呼んでいるのですけれども、こういった方たちについては2年に1度フォローアップ研修というものを実施しております。内容的には、緊急時の対応や事故防止など、そういった内容の講座となっております。

○松田委員

この利用料金を見ると、緊急の場合は致し方ないかもしれませんが、内容によってはかなり負担がかかることから利用料の一部助成があるようではございますけれども、その中にダブルケア負担の世帯というふうな表示がありますが、これについて説明願いたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

育児と、あとは親の介護といいますか、こういったのを同時に行っている世帯ということになります。

○松田委員

万が一の場合、ファミリーサポートセンター保険が適用されるとありますけれども、令和元年度でこの保険を適用された事例はあったのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

適用された事例はございません。

○松田委員

安心しました。

それでは次に、ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業について伺います。

子育て支援施策に未就学児を扶養している独り親、寡婦世帯に対しヘルパーを派遣する事業ですけれども、決算説明書を見ても、執行額が4万1,000円余りとなっています。

それで、この利用状況、母子、父子、寡婦世帯の世帯別でお示くださるとともに、併せて利用の理由についてもお聞かせ願いたいと思います。

**○（福祉）こども福祉課長**

昨年度の利用世帯数でございます。昨年につきましては、母子世帯の1世帯のみの御利用でございました。この制度利用に至った経過につきましては、なかなか詳しいことまで申し上げられないのですが、大きく言いますと、母親が若年出産であったこと、あとは出産後の育児に不安があったということで、この制度のヘルパーの派遣をお勧めしたところでございます。

**○松田委員**

ホームページを見ますと、家事援助が主な支援内容となっていますけれども、ヘルパーは介護事業者から派遣されるのか、ヘルパー派遣までの手続について、伺いたいと思います。

**○（福祉）こども福祉課長**

御質問のとおり、このヘルパーにつきましては市内にある訪問介護事業所、実際に市が委託契約しているのは五つの事業者と契約をしております。

ヘルパー派遣までの流れにつきましては、まず申請書を頂戴いたしまして、その後、申請者、保護者と私どもの職員が面接をいたしまして、いろいろお話を聞いた上でヘルパー派遣の必要性をまず判断させていただきます。必要という判断になれば、契約している訪問介護事業者へ、今こういうニーズがあるのだけれども入れますかということでお声をかけさせていただいて、対応できますというお話があれば、また市の職員と訪問介護事業所の職員とで、そちらの御家庭を訪問いたしまして、いろいろな詳細を、どういう支援をしてほしいとか、頻度など、時間もそうですけれども、そういう部分をいろいろ打ち合わせさせていただいて、支援計画書というものを作成いたします。その出来上がった支援計画書に、申請者側の御理解というか利用したいというお話になれば、その時点で利用開始するところでございます。

その間、今いろいろ手続を申し上げたのですが、ケースにもよりますが、実際に昨年度利用された方については、お話をいただいてから実際に派遣するまでに、1週間かからないで手続はさせていただいております。

**○松田委員**

これは平成30年度から新規事業として開始されて、まだ間もないのですが、この事業に対する周知というのはどのようにされているのか、この点について伺いたいと思います。

**○（福祉）こども福祉課長**

この制度につきましては、小樽市のホームページや子育てガイドブックにこういう制度がございますということで掲載をさせていただいているところですが、この制度自体は、独り親の方であれば誰でも使えるという制度ではございませんので、実情といたしましては、私どもこども福祉課でいろいろな家庭と接する場合、あとは保健所の母子保健担当の保健師、そういう者が市内のいろいろな母親と接している中で、少しでもこういうサービスを使って、育児とか生活を整えてほしいと、そういうことで個別に案内しているケースが多い状況でございます。

**○松田委員**

とにかく、今まで何点かこの支援策について聞きましたけれども、それ以外にも子育て支援策があります。ともかく小樽は、安心して子どもを産み育てるまちを目指しておりますので、今後もしっかりと周知して、取り組んでいただきたいと思いますので、この質問については、これで終わります。

## ◎空き家対策について

次に、空き家対策について伺います。

小樽市では小樽市空家等対策計画が平成29年度から令和3年度までの5年間の計画が立てられ、元年度末で3年が経過しました。空き家に対する相談について元年度は115件と、平成30年度と比較すると100件くらい減少していますことから、市民の間でも空き家に対する意識が高まり、適正な管理がされるようになったのではないかと思います。まず、この相談の主な内容について伺いたいと思います。

### ○（建設）木村主幹

主な相談内容といたしましては、隣地や道路への落雪による相談、空き家の倒壊、屋根材や外装材などの破損や飛散、防犯などの相談、空き家の売買や賃貸、解体などの相談でございます。

### ○松田委員

計画では特定空家等で除却、解体された件数を年20件として、この計画の5年で100件を成果指標としていますけれども、令和元年度に除却、解体された件数をお示しくなさるとともに、成果指標までの進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

### ○（建設）木村主幹

令和元年度に除却、解体された件数は11件でございます。計画期間全体の成果指標では5年間で100件を除却、解体することにしておりますけれども、元年度までで計22件の除却、解体をしておりますので、進捗状況としては22%でございます。

### ○松田委員

同じく、特定空家等で除却、解体以外では是正された件数も年10件として、計画終了時まで50件の指標を立てておりますけれども、令和元年度に是正された件数をお示しいただき、また、先ほどと同じように成果指標までの進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

### ○（建設）木村主幹

令和元年度に除却、解体以外では是正された件数は1件であります。計画期間全体の成果指標では、5年間で50件を是正するということとしておりますが、令和元年度までで計3件の是正をしておりますので、進捗状況としては6%でございます。

### ○松田委員

かなり低い件数で、少しあれだったのですけれども、しかしながら、計画時は管理されていましたが、それが適正に行われなかったために、新たに特定空家等になってしまった空き家もありますし、また、新たに空き家になったものもあると思いますので、令和元年度までにおける市で空き家として把握している件数と、特定空家等と把握している件数についてもお聞かせ願いたいと思います。

### ○（建設）木村主幹

令和元年度末における空き家の件数というのは、申し訳ございませんが把握してございません。現在、市で把握してございます空き家の件数につきましては、平成27年度に行った空家実態調査における2,423棟に、新規の相談や解体の届出などで市が把握したものを含め2,534棟となっております。また、特定空家として認定している件数でございますが、現在43棟でございます。

### ○松田委員

この空き家は今、増えているということで2,500棟くらいということですが、この空き家と把握しているものは全部、所有者が判明しているのでしょうか。判明しているとしたら、市外在住者はどのくらいいるのか、この点についてお示しいただきたいと思います。

○（建設）木村主幹

危険な空き家や相談のあった空き家につきましては、所有者調査を行っており、所有者が判明しているものもありますが、全てを把握することはできておりません。

また、危険な空き家や相談のあった空き家以外につきましても、所有者を把握いたしておりません。市外在住者の割合についてですが、正確には把握しておりませんが、感覚的ということで申し上げますと、全所有者の半分以上は市外居住者であるというふうに思われます。

○松田委員

今、半分以上ではないかと、正確な件数は分からないということですが、どちらにしても市外の方の場合は管理が行き届かないと思います。計画では空き家アンケート調査の回答を踏まえて、建物の管理の頻度で何もしない、年1回程度の方を計画終了時までに20%以下にするという指標を立てておりますが、この点についてはどのように検証するのか、検証方法と令和元年度における進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）木村主幹

計画の指標達成に向けましては、所有者へ指導文書を送付する際に、パンフレット等で空き家の管理の必要性を促すとともに、納税通知書の送付時には、空き家の適正管理についての啓発文書を同封し周知を行っており、指標の達成に向けて進めているところであります。

この検証につきましては、次期空家等対策計画策定前の令和3年6月頃に、所有者に対してのアンケート調査により把握していきたいと考えてございます。

○松田委員

北海道では空き家に関する会議を開催し、研修会等も行われ、市職員も参加しておりますが、どのような研修がされているのか、その点について、最後にお聞きしたいと思います。

○（建設）木村主幹

会議の内容でございますけれども、空家等対策会議を2回、大規模空き建築物に関する意見交換会というものを2回、計4回開催され、参加しておりまして、研修内容につきましては、国や北海道からの空き家施策の情報提供、道内各市町村の空き家対策の先進事例の紹介などの情報公開や情報共有を行っているところでございます。

○松田委員

今、いろいろお聞きしたところ、指標に対してもかなり乖離があると思いますし、先ほど言った検証方法もアンケートを取らなければ分からないと。そうすると指標に対して、どこまでやっているのかということが、では何の計画だったのかという部分もあると思いますので、確かに大変だと思いますけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。